

石巻市文化財調査報告書 第2集

石巻城跡

— 奥州葛西氏館跡の調査 —

1985年 2月

石巻市教育委員会

序

日頃、文化財行政に対しましては多大の御協力をいただき、誠に感謝にたえません。

この発掘調査は、田園都市中核施設「石巻市総合文化センター（仮称）」の建設予定地が奥州葛西氏の居城・石巻城の遺跡範囲内に含まれていると思われるため、昭和58年8月から10月まで行ったもので、今回の発掘調査により、中世の館跡であることが確認され、遺跡としての意義をふまえ現状のまま保存することにしたものです。

このように、先人が残した貴重な文化遺産を保護し継承していくことは、現代に生きるわたしたちの責務であると考え、そして、市民の宝として永く後世に継承していくことがこれからからの「まちづくり」に大切なことと考えております。

発掘調査に際し、御協力を賜った調査担当者の中村光一氏をはじめ、多くの方々の協力や助言、指導に対し厚く謝意を表するとともに、本書が市民をはじめ多くの方々に活用されるよう願いまして序といたします。

昭和60年2月

石巻市教育委員会
教育長 木村徳一郎

例　　言

1. 本書は、昭和58年夏季に実施した宮城県石巻市『石巻城跡』の発掘調査報告書であり先に実施した現地説明会資料と異なる内容がある時は本書が優先するものである。
2. 本遺跡の名称は、宮城県遺跡地名表に登載される「日和山城跡」(遺跡番号65083)を採らず、歴史的に最も確実な先例と見られる「仙台領古城書上」(延宝年中【1673~80】成立)中に見える『石巻城跡』を用いる事とした。
3. 本書の執筆・編集・図面・写真等の整理は中村光一が行った。また使用写真の撮影について吉田秀享(東北学院大学史学科4年)がこれを助けた。
4. 本書の作成にあたっては次の各位より御指導と御助言を頂いた。記して謝意を表する。
 - 宮城県教育庁文化財保護課 藤沼邦彦
 - 福島県会津若松市会津図書館
 - 石巻市立図書館 千葉賢一
 - 東北学院大学教授 佐々木慶市
 - 宮城県石巻高等学校 三宅宗議
 - 石巻古文書の会代表 庄司恵一
5. 本書に使用した空中写真は、石巻市建設部監理課が作成した千分の1のものを使用した。また「調査グリッド設定図」に用いた地形図は、同市都市計画課が作成した百分の1地形実測図を使用し、「石巻城跡発掘調査カ所」を表示した地形図は、同じく道路課作成の500分の1実測図を用いた。なお、その他の地形図については、ことわらない限り国土地理院発行50,000分の1及び25,000分の1地形図を用いた。
6. 本書の図面に表示の方位は全て真北を用いている。なお真北を基準とした磁針の偏角は西偏 $7^{\circ}10'$ である。
7. 本書で使用した土色については、「新版標準土色帖」(小山・竹原1976)によった。
8. 本調査で得た図面、写真等の諸記録及び出土資料は石巻市教育委員会社会教育課がこれを保管している。

調　　査　要　項

1. 遺跡の名称 石巻城跡(宮城県遺跡番号65083)
2. 所在地 宮城県石巻市日和が丘二丁目20-1
3. 調査期間 昭和58年8月10日~10月26日
4. 調査主体者 宮城県石巻市教育委員会
5. 調査担当者 中村光一 (日本考古学協会員)

木村敏郎 (石巻市文化財保護委員・雄勝町立雄勝小教諭)

6. 調査員 石巻市文化財保護委員

鈴木東行、佐々木豊、石垣 宏、石島恒夫、橋本 品

7. 調査補助員 東北学院大学文学部史学科

神成浩志、吉田秀享、高橋綾子、佐藤敏幸、渡辺東子

東北学院大学経済学部経済学科

遠藤忠明

8. 作業員 石井伸、武部勇、齊藤静男、日野久四郎、尾形和子、木下昭子、佐藤智枝子、
石井美春、安住和也、高橋誠司、岡本壯俊、星澤浩貴、佐藤礼子、戸田正美

9. 調査協力者 宮城県石巻女子高等学校 後藤勝彦

河北地区教育委員会文化財保護委員長 紫桃正隆

尚網女子短期大学 佐藤正人

宮城県石巻高等学校 三宅宗議

宮城県教育庁文化財保護課 藤沼邦彦、阿部 恵

石巻古文書の会 庄司恵一、高橋精一、中村 守、大森善一、高橋吉秋、菊地貞次

石巻市役所 矢口清志

石巻市建設部都市計画課

日和山公園売店 ふじき店、元祖金兵衛茶屋、佐藤商店

日和山鹿島御兒神社

石巻市建設部建築課

石巻市建設部道路課

石巻市民生活環境課

目 次

例 言

調査要項

第Ⅰ章 はじめに

1. 調査に至る経過(石巻市教育委員会).....	1
2. 遺跡の位置と自然環境.....	1
3. 周辺の歴史的環境.....	1
4. 石巻城跡の研究史.....	3
5. 遺跡の範囲と調査地点.....	4

第Ⅱ章 調査の方法と経過

1. 調査の方法.....	8
2. 調査の経過.....	8

第Ⅲ章 基本層位

1. 丘陵斜面.....	10
2. 沢の部分.....	15

第Ⅳ章 発見された遺構

1. 整地上面にて検出したピット群.....	16
2. 第Ⅳ層上面にて検出したピット群.....	16
3. 大型柱穴遺構.....	24
(イ)No.210大型柱穴遺構	25
(ロ)No.211大型柱穴遺構	25
4. 溝状遺構.....	26
(イ)1号溝.....	26
(ロ)2号溝.....	26
5. 振立柱建物跡.....	27
(イ)1号棟.....	27
(ロ)2号棟.....	27
(ハ)3号棟.....	29
(ニ)4号棟.....	29
(ホ)5号棟.....	29
6. 整地遺構.....	31

(イ)調査区で検出された整地遺構	31
(ロ)調査区外にて発見された整地遺構	31
第V章 発見された遺構の考察	
1. 挖立柱建物跡とピット群	33
(イ)遺構の変遷	33
(ロ)建物跡の性格	34
(ハ)検出した柱痕跡の検討	36
(ニ)建物跡の年代	37
2. 大型柱穴遺構	41
3. 溝状遺構	42
4. まとめ	42
第VI章 石巻城の歴史的考察	
1. 石巻城の成立	45
2. 板碑から見た周辺地域の動向	47
3. 室町期以降の石巻城	49
4. 16世紀における石巻城	49
5. まとめ	51
挿図目次	
第1図 石巻城跡と周辺の遺跡	2
第2図 石巻城跡における発掘調査地点	5
第3図 石巻城跡の空中写真	6
第4図 調査区グリッド設定図	9
第5図 調査区東西方向土層断面図	11
第6図 調査区南北方向土層断面図	13
第7図 石巻城跡検出遺構全体図	17
第8図 埋立整地部土層断面図	23
第9図 M層上面遺構平面図	24
第10図 No.210柱穴遺構平面図	25
第11図 No.211柱穴遺構平面図	25
第12図 溝状遺構平面図	26
第13図 検出した建物跡の配置とその変遷	28
第14図 5号棟平面図	30

第15図	調査区外整地遺構発見地点	32
第16図	整地層模式図	32
第17図	H ₁₉ グリットに見られる柱穴の切り合い	33
第18図	宮城県内出土中世建物跡床面積分布図	35
第19図	石巻城跡検出の方形柱痕寸法分布図	36
第20図	県内出土中近世建物跡の柱間寸法	39
第21図	石巻城跡周辺の有紀年板碑の分布(1275~1342)	47
第22図	石巻城跡周辺の有紀年板碑の分布(1343~1450)	47
第23図	周辺地区及び県北に於ける中世板碑造立状況	48
第24図	旧石巻市内に於ける中世板碑造立状況	48
第25図	岩手県南(葛西領北部)に於ける中世板碑の 造立状況	52

表 目 次

第1表	石巻城跡ピット観察表	19
第2表	石巻城跡検出建物跡一覧	30
第3表	宮城県内出土中世建物跡一覧	34
第4表	葛西氏関係白河文書抜録一覧	46

写 真 目 次

写真1	遺構全体写真	54
2	調査風景	55
3	調査風景	55
4	調査風景	55
5	調査風景	56
6	調査風景	56
7	現地説明会の状況	56
8	遺構検出部の全景	57
9	J ₁₈ ~J ₂₁ グリット	57
10	L ₁₈ ~L ₂₁ グリット	57
11	S ₁₄ ~S ₁₅ ・T ₁₅ グリット	58
12	T ₁₅ グリット南壁セクション	58
13	H ₁₀ ~H ₁₁ グリット東壁セクション	58
14	No.210柱穴断面(掘り下げ前)	59

15	No210柱穴上面観（掘り下げ後）	59
16	No210柱穴断面（掘り下げ後）	59
17	5号棟附近の遺構状況	60
18	No211、No210、No214の切り合い	60
19	No216柱穴断面	60
20	G～I ₂₀ グリット遺構	61
21	遺構全景（西上方から）	61
22	遺構全景（北東上方から）	61
23	IV層上面における遺構検出状況	62
24	G ₂₁ グリットにおける後世の掘り込み	62
25	G ₂₁ グリットにおける整地と埋立部分	62

第一章 はじめに

1. 調査に至る経過

本調査は、石巻市が市制施行50周年記念三大事業の一つとして計画した「石巻市総合文化センター」(仮称)建設候補地として、市民の憩いの場として親しまれてきた日和山公園の一画が選定されたが、同公園は中世の牡鹿郡を支配した葛西氏の館跡とされた、周知の埋蔵文化財包蔵地であったため建設予定地の一部を昭和58年8月から10月まで石巻市教育委員会が、発掘調査を行ったものである。

この発掘調査の結果は、後述のとおり中世の館跡であることが確認されたので、遺跡としての意義をふまえ、全面調査の時点まで検出された遺構等は現状のまゝ保存することとした。

2. 遺跡の位置と自然環境

石巻城跡は国鉄仙石線石巻駅の南方約1.2kmの日和山丘陵南東部の地点に位置し、標高57mの頂部一帯を占めている。

遺跡地は現在、公園敷地や神社境内地また、民家敷地として利用され旧形を残すカ所は少ない。

館跡のすぐ東眼下には北上川が南流し、南側約700mの位置で太平洋に注ぐ河口となる。

日和山丘陵は、この北上川が形成した石巻平野の最東南端に位置する独立丘陵で、東に牡鹿半島を擁する交通上重要な位置にある。

本丘陵の基盤は、その大部分が新生代第三紀中新世に形成されたもので、花コウ岩、砂岩、頁岩、安山岩礫等で構成される再堆積したレキ岩層より成っている。

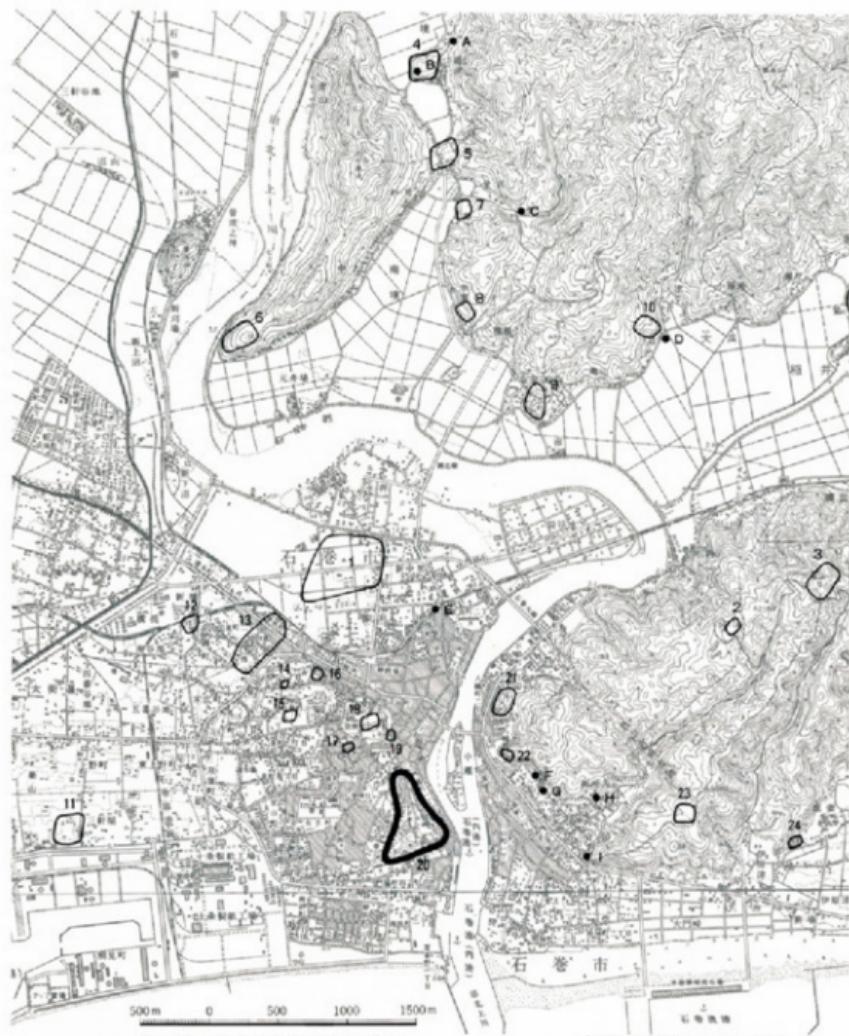
北上川を隔てて東岸に位置する牧山丘陵とは、川に沿ってN-Sに延びる猿沢-石巻構造線により区別され、河東の丘陵を形成する中生層とはその地質に大きな違いが認められている。

また周辺に広がる石巻平野には、海退により形成された浜堤と後背湿地が3~4列見られ、これら浜堤は西は鳴瀬川、東は万石浦に至る広い範囲に顕著な発達を見せている。

3. 周辺の歴史的環境

本丘陵周辺には東部の北上山塊裾部を中心に多数の遺跡が分布し、縄文時代に於いては北東約6kmに沼津貝塚、北約4.5kmに南境貝塚(5)などが知られ、又古墳時代のものとしては北東約600mの位置に五松山洞窟遺跡(2)など著名な遺跡が分布している。

また中世のものとしては、東部の稻井、渡波地区を中心に、南境館(7)、大瓜館(10)、鷺の巣館、高木館、三日防館、水沼古館、牛の鞍館、早坂山館、陣ヶ森館、平形館、大和田館、竹下館(6)など多数の城館遺跡が認められ、山内首藤領に属する河北町南緑には、北境館(4)、小枝館、萱館、大森城などが知られている。



第1図 石巻城跡と周辺の遺跡

主要板碑群(図中の●印)

No	遺跡名	種別	時代	遺跡名	種別	時代	
1	中里道跡群	聚落跡	古墳~平安	13	清水尾遺跡群	聚落跡?	古墳~平安
2	鬼兔山寺跡	寺院跡	平安?	14	明神山遺跡	縄文?	中世?
3	長禪寺跡	寺院跡	中世~近世	15	鷲山遺跡	散布地	平安
4	北堀館跡	城館	中世	16	明神山下貝塚	貝塚	縄文
5	南堀館跡	城館	縄文	17	梅ヶ丘遺跡	祭祀跡?	奈良~平安
6	竹下館跡	城館	中世	18	羽黒山遺跡	散布地	縄文~平安
7	南堀館跡	城館	中世	19	水蔵寺貝塚	貝塚	縄文
8	水貫山遺跡	聚落跡	平安	20	石巻城跡	城館	中世
9	宍輪山貝塚	貝塚	縄文~平安	21	鶴山館跡	城館	中世
10	大瓜船跡	城館	中世	22	五松山洞窟遺跡	洞窟	弥生~古墳
11	西三軒屋道跡	聚落跡?	古墳~近世	23	法泉寺跡	寺院跡	近世
12	新横堀道跡	聚落跡?	縄文~平安	24	伊原津洞窟遺跡	洞窟	弥生

調	名	社	年代	備考
A	八木沢法華堂板碑群	鍾倉	題目板碑群	
B	船法華堂板碑群	鍾倉	題目板碑群	
C	金藏寺板碑群	鍾倉~室町		
D	寺崎板碑群	鍾倉~室町		
E	旭川公民館板碑群	鍾倉		
F	慈志院板碑群	鍾倉~室町		
G	多福院板碑群	鍾倉~室町		
H	草薙山板碑群	鍾倉~室町	現在多福院境内に移転整理	
I	一皇子神社板碑群	鍾倉~室町		

また同期には板碑の分布も顕著で、その主要な群を列記すると、多福院板碑群(G)、慈恩院板碑群(E)、寺崎板碑群(D)、観音堂板碑群、金蔵寺板碑群(C)、北境館板碑群(B)、倉ノ追板碑群、東福田板碑群、光明寺板碑群、専称庵寺板碑群などが見られ、単独や少數の造立も全て含めると、石巻市だけで推定400基程度はあろうと考えられている。

しかしながら、この時期の研究は史料数の制約もあって未だ解明されない部分が圧倒的に多く、板碑研究を中心とした分野に進展が見られる以外、今後に期待する部分が大きい。

参考文献

「宮城県遺跡地図・同地名表」	1981宮城県教委
「石巻市文化財だより」1号～12号	1974～1983石巻市教委
「ふるさとの文化財」第一集	1972河北地区教委
紫桃正隆「河北町東福田板碑群調査報告」	1982河北地区教委
三宅宗議「続生郡河南町鹿又、光明寺の板碑について」	
石巻地方研究創刊号所収	1982ヤマトヤ書店

4. 石巻城跡の研究史

本遺跡はすでに江戸時代前期から古城書立や風土記により、奥州葛西氏の居城として世に知られていたが、明治以後の史学研究の興隆に伴い大槻文彦⁽¹⁾や吉田東伍⁽²⁾がこれを取り上げ、石巻日和山の地を改めて葛西氏の居城とした。

この内で吉田東伍は、葛西氏が日和山に城を構えたのは、そこが牡鹿棚の故地であったためと見て同地が暗に牡鹿棚跡に比定しうる事を指摘しているが、これらは文献的考証をその基本とし考古学的物証に基づいたものではなかった。

その後、地元研究者である高橋鉄牛⁽³⁾や牡鹿郡誌⁽⁴⁾もこれを踏襲し、その影響は石巻市史まで続く事となる。

また、菊地勝之助⁽⁵⁾も、その著作に於いて、「當時葛西氏は世々牡鹿郡日和山に居住す」として本遺跡の事に触れている。

昭和48年に至り中世城館遺跡としての基本理解に基づき本遺跡を取り上げたのが紫桃正隆⁽⁶⁾であり、最近では佐藤正助⁽⁷⁾、藤沼邦彦⁽⁸⁾も同様の立場から石巻城を取り上げているが、特に藤沼は現状遺構を各々具体的に拾い上げ解説しており短文にもかかわらず、現段階では最も良く本遺跡の実状をとらえたものとなっている。

註 駅

(1)江戸時代の書物としては、数多くあるが、その主な物を掲げると。

「仙台領古城書上」仙台叢書第4巻所収	1971仙台宝文堂刊
「安永風土記書上」宮城県史26所収	1958宮城県史刊行会刊
「牡鹿郡萬葉改書上」(元禄11年本の写)	1971石巻市図書館刊
(2)大柳文彦「陸前石巻吉野先帝碑考」歴史地理第14巻第3号	
	1909三省堂書店刊
(3)吉田東伍「大日本地名辞書・奥羽」	1911富山房刊
(4)高橋鉄牛「牡鹿郡案内誌」	1916陸陽社出版部刊
(5)「牡鹿郡誌」	1923牡鹿郡役所編
(6)菊地勝之助「宮城県郷土史年表」	1931仙台宝文堂刊
(7)紫桃正隆「仙台領内古城・館」第2巻	1974仙台宝文堂刊
(8)佐藤正助「葛西四百年」	1979 NSK地方出版社刊
(9)藤沼邦彦「日本城郭大系」第3巻・石巻城	1981新人物往来社刊

5. 遺跡の範囲と調査地点

本遺跡の範囲については、仙台領古城書上が外郭の範囲として南北約580m、東西約350m、同じく安永風土記は南北約1km、東西約1.4kmを掲げ、両者間に大きな開きが見られるが、特に安永風土記については、他の城館の数字も一般に多めに記載されており、多分に誇張した数値と考えられる。

この意味では古城書上の記載の方が実状に近いものであろうか吟味が必要である。

ただ、両者の記載はいずれにしても江戸時代には本城館跡の規模について、かなりの大きさである事が一般に流布されていたか、実際認識される程の大規模な遺構が残っていたかの、いずれかであろうと解釈される。

さて今、現実に遺存している館跡と類推される遺構を検証すると、現鹿島御見神社一帯及び桜広場から愛宕社跡地一帯、及び市営駐車場一帯に腰郭状の平場及びそれに続く段差が認められ、このうち最も良く平場の痕跡を残しているのが駐車場北西に隣接する宅地一帯である。

住宅地となり家屋が密集する現在、正確な範囲を決定する事は極めて困難であるが、少なくとも以上のカ所は全て館跡内と見て間違いないであろう。

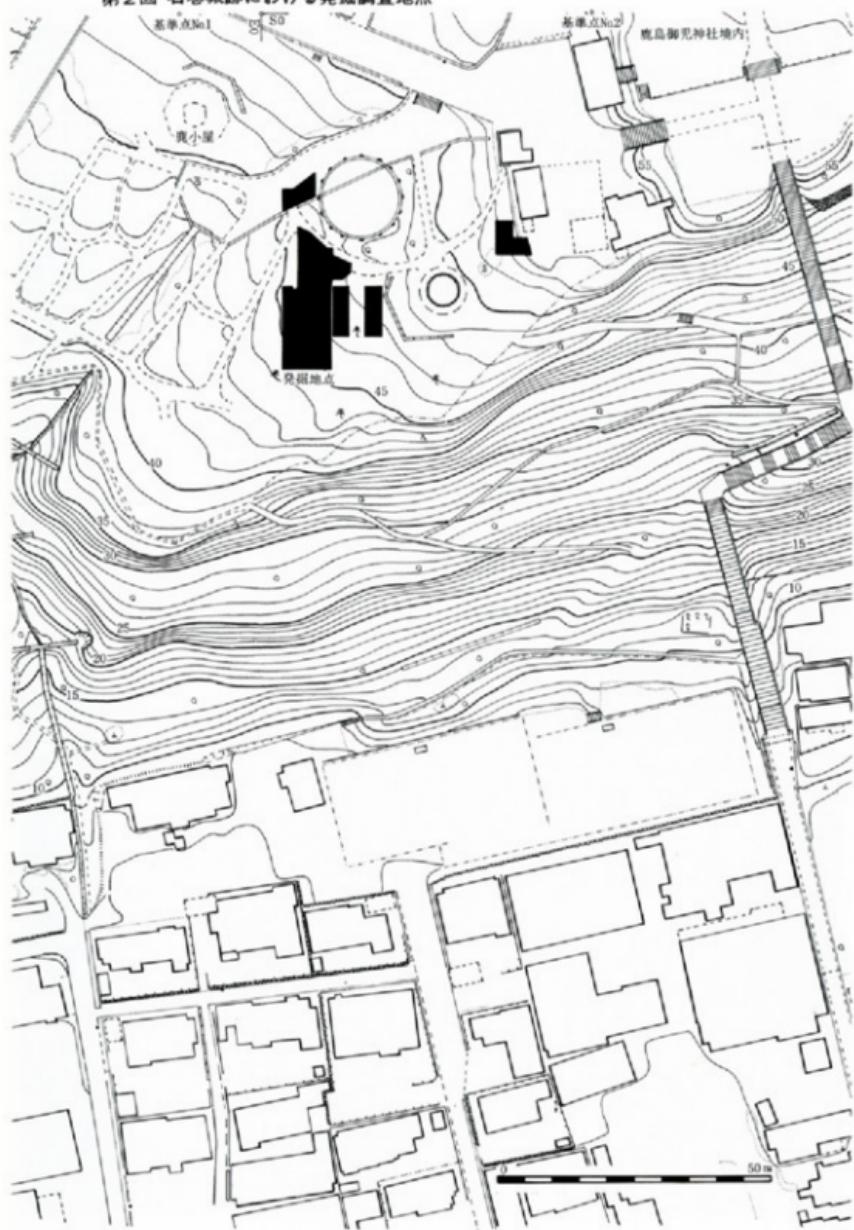
本城館址の乗る地形から見て北、南、東は全て急峻な崖であり問題ないが、西辺がどの位置に来るのかが範囲決定上の要点となる。

常識的に見て西辺には館を区画する大規模な掘り切りが当然あったはずで、その線は本丘陵に南や北から各々入り込む支谷や沢の部分に設けられていたはずである。

昭和34年に石巻市が作成した本丘陵の空中写真を観察すると海門寺公園東側の沢から連なる帶状の区画が南側に伸び、その延長は尾根筋から更に南下して現市立女子高敷地北側の線に至っている様子が観察される。⁽¹⁾

この一定巾の帶状部分は斜面の沢部分だけでなく尾根をも分断している事から単なる地形上の

第2図 石巻城跡における発掘調査地点



第3圖 石巒城跡空中写真



偶然の産物ではなく、本来館跡の掘り切りであった部分をそのまま後世に土地区画に転用した可能性が非常に強いと思われる。

この帶状帶はその延長を推定すると、元は市女高校庭中央を南下して、現在の校地南東隅に入り込む沢に抜けていたと考えられる。

従ってこのラインを西限とし大略全体規模を想定すると東西約400m、南北約500mとなり、石巻市、牡鹿地方では最大の中世城館跡となる。今回発掘調査を実施したのは、このような範囲で見た場合、東西巾の略中央部、館跡南縁を形成する傾斜面に構成された郭群の内の一つであろうと想定される。

なお空中写真上からは前述の帶状帶の更に西側の南斜面に幾重もの弧状を程する住宅地区画が観察される。

現在の日和が丘2丁目8番地一帯で標高約35~40mの地点である。

実はこれも館跡には数多く見られる腰郭や通路の配置であって、現状だけで確定的な判断はできないが、この地点も館跡内に入る可能性もある。

しかし段状地形が南斜面のみで北斜面に見られない事から日照斜面を利用した近世以降の段畠等の痕跡とも取れる要素がありまだ検討が必要である。

牡鹿郡誌、石巻市史では、大友正兵衛藏書留記（成立年代不詳・所在不明）を根拠に現大手町一帯を石巻城の大手先と解し、当地点を城館内に包括する見解を取っており、この説も改めて検討する必要があろう。

註　　釈

(1)本報告書に掲載したもので、昭和34年2月石巻市都市計画課作成にかかる。

現在石巻市図書館に保管されている。（縮尺約3,000分の1）

(2)柴桃正隆、藤沼邦彦両氏は、現つつじ園直南の沢を西限掘り切りと考えて

おり、戦前頃には該当部に掘り切りが実際に存したらしい。しかし郭

を画する掘り切りは通常一本のみとは限らず複数の存在もありうる事から、

空中写真に見える帶状帶を西限と仮定した。

(3)「石巻市史」第2巻 1956 石巻市役所刊

市史の見解、出典は牡鹿郡誌と全く同様であり、前者は後者の考証を単純に踏襲したものと見られる。

第II章 調査の方法と経過

1. 調査の方法

調査は総合文化センターの建設が予定された日和山公園内の西側斜面約4,500m²を選定しグリット法により行う事とした。

設定のための原点は公園内鹿小屋のコンクリート基礎北壁より真北11.5mの位置を第1基準点とし、これと「レストラン・かしま」の基礎壁真北5.5mの位置に設けた第2基準点とを結んだ東西線を、南北方向の基準線Sとした。

また、この東西線上の第1基準点から東に15m寄った位置から、これと直交する南北線を引け、当該線を東西方向の基準線Eとした。

更にS線とE線の交点をS₀及びE₀とし、この点から各々東と南に3mごとの直交する線を設けて一辺3mのグリットを設定するとともに各線の交点位置はS₀及びE₀からのメートル距離によって表示する事とした。

各グリットの名称は、基準線S方向をアルファベット（A～Y）、基準線E方向を数字（1～24）で表わし、両者の組み合わせでグリット名を表示した。

このうち今回の調査対象とした区城はF～Uと9～22の建物本体部が予定される範囲であり調査の結果いかんでは、建設予定地の他所への変更も考慮されたため、公園内の各種施設や植樹部分については基本的に手を入れない方針で実施する事とした。

調査は各々2～4グリットを連結して発掘する事として、当初5カ所（21グリット）後日拡張13グリットの合計34グリット約300m²の調査を実施したのである。

検出された遺構は造り方測量を用いて古の平面図を作成したが、必要によりNo.210～211～216号柱穴については古平面図を作成した。

また土層断面図は全て古で作成し各々水系レベルの標高を記入してある。

写真撮影は原則的に35mm版モノクロフィルムを用い、更に同版カラーリバーサルをその補助として用いたが、必要によりカラーネガフィルムをこれに加えて使用した。

レンズは50mm、38mm、28mmを用いカメラはニコン及びペンタックスの2台を使用した。

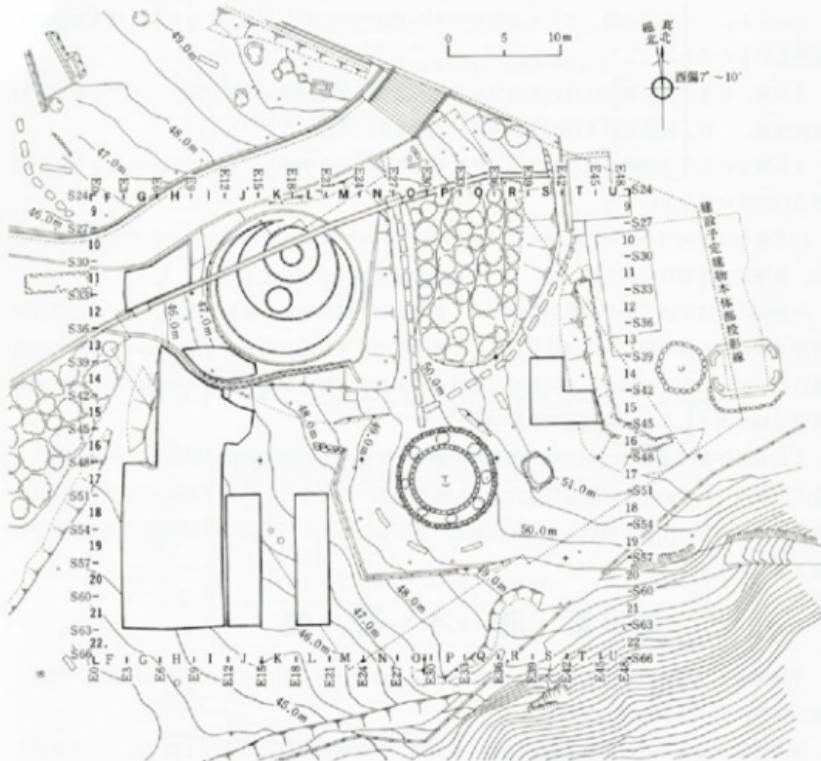
なお整地面のうち5地点を任意選択して土壤のサンプリングを行ないシャーレに収納した。

2. 調査の経過

昭和58年8月8日～9日の2日間にまたがり調査予定範囲にグリットを組み発掘区画を設定した。

発掘作業は8月10日から実施し、初めにH₁₈～H₂₁、J₁₈～J₂₁、L₁₈～L₂₁グリットを掘削し状況を見る事とした。

第4図 調査グリット設定図



また公園敷南崖面の散策道松並木に沿い部分的に小高い箇所があり、土壌状遺構の可能性も考慮されたので表土除去のところ、腐食した草が厚さ50cm近く堆積しており、本来この部分が土壌状に高くなっていたとは認められなかった。公園内で除去した雑草を継年投棄したのが、その成因と判断されたため当該地点の調査は放棄する事として、その後8月13日までにS₁₄～S₁₅、T₁₅及びG₁₈～G₂₁を設定し、更に8月15日にはG₁₁～G₁₂、H₁₀～H₁₁を設定して調査を進めた。

ところが8月19日に至りH₁₈～H₁₉グリットに於いて地山直上に載る風化礫岩層面に微妙な土色変化を示すか所が認められ、更に精査のところ幾重にも切り合いを示す方形ピットが次々と確認され、それが検出区画の西方及び一部東方に拡がる事が判明した。

そのため新たにI₁₇～I₂₁及びG₁₇～H₁₇の7グリットを拡張して検出遺構の性格を追求する事としたが、9月初旬の段階でこの北側に隣接する公園内通路地表面に数個の柱痕を伴う大型ピットの露出している事が確認されたので、この時点では更にH₁₃～H₁₆、I₁₄～I₁₆、J₁₅～J₁₆を追

加拡張する事とした。

J₁₃～J₁₄、I₁₃～I₁₄は、これら大型ピットの北側への拡がりを確認するため9月5日段階で拡張したものである。

その後、石巻市側の都合に合わせ9月14日に現地説明会を開催し中間成果を公表する事とし行政関係者、一般、報道関係者約60人が参集して午前中に開催した。

9月後半に入り各遺構の精査を行うと共に適宜写真撮影を実施し、9月20日から遺り方による平面図作成に取りかかった。

10月中旬に遺構の全体写真撮影のため2カ所に鉄パイプによる足場を組んで作業を進めると伴に、発掘区の土層断面を作成した。

平面図の作成が終了した10月20日頃から、IV層上面遺構の精査に着手したが、すでに10月初旬段階で本遺跡の保存が、ほぼ決定されていたので新たに発掘区を拡張する事は避け、IV層上面遺構についても、すでに検出している整地遺構を極力残す方針とし、IV層面の発掘は最小限に止め後日に期す事とした。

これらの作業の進行については、調査補助員として投入した東北学院大学生が、9月中旬以後全て引き揚げたため、特に図面作成に著しい時間を割く事となり、10月下旬に至るまで作業員の方には、慣れない仕事を補助させる結果となったが、ともかく10月26日には現場での作業を無事終了させる事ができた。

第III章 基 本 層 位

今回調査した区域は標高約58mの日和山頂上から南西方向になだらかに下る丘陵斜面に位置し南辺は急傾斜の崖状地形となっている。

崖面南側から入り込む谷の先端が調査区を南西から東部方向にかけて浅く割り込み、本地区から北西に連なる傾斜面を区切る形となる。

1. 丘陵斜面

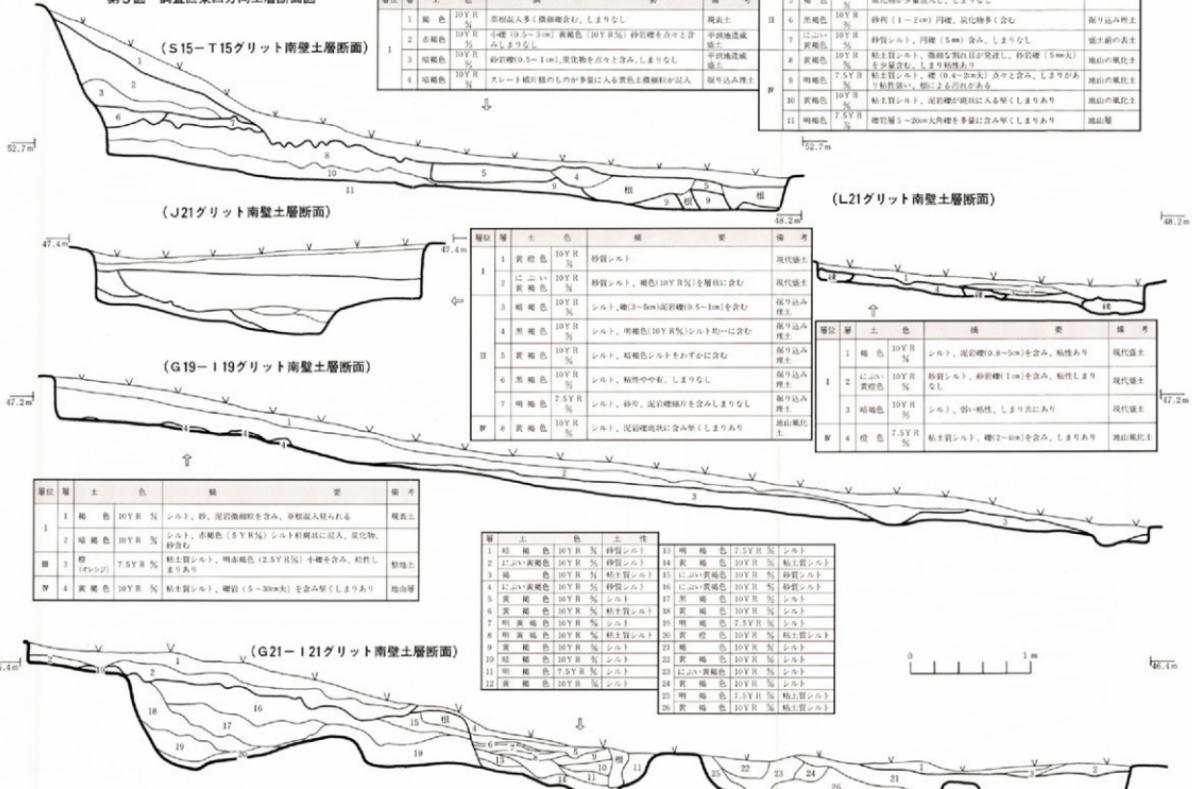
斜面には基本的に地山も含め4つの層が認められた。

第Ⅰ層は褐色土層の現表土で調査区全域に認められるがI₂₁グリット以西では薄くなる。

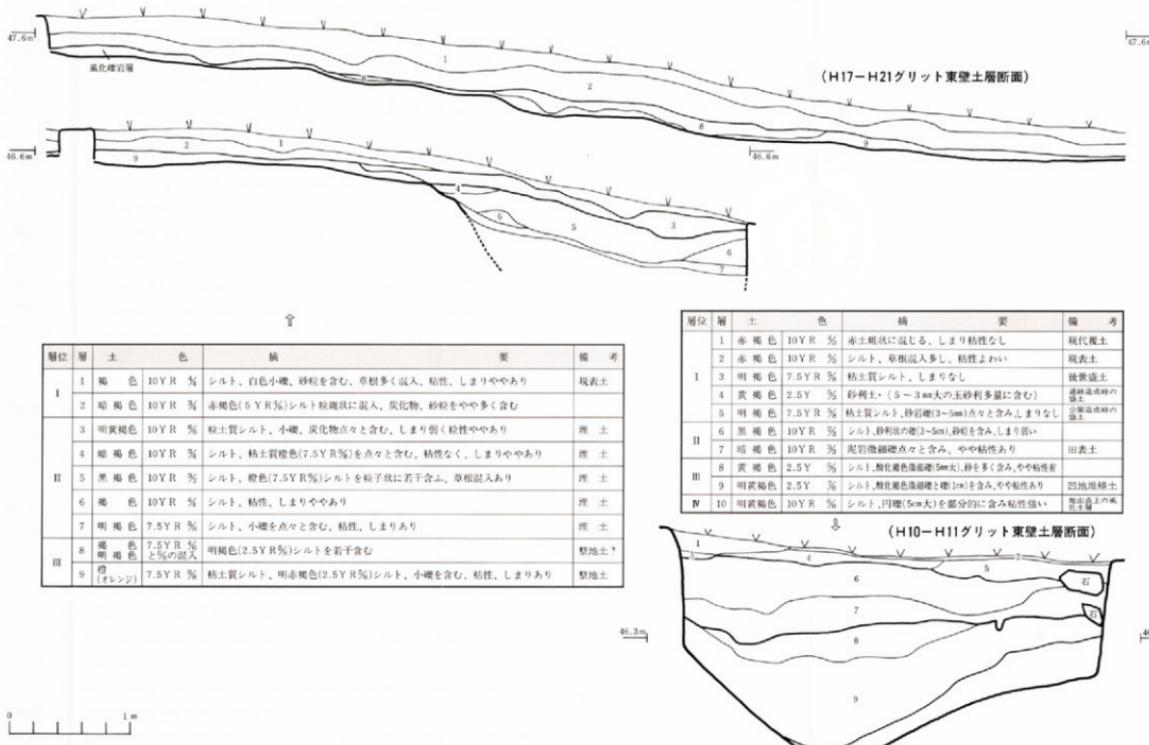
層厚は約10cm前後であるが、部分的に近年の公園敷土に被われており、斜面下方部では次第に層厚を増しきく2層に分離できる箇所もあるがガラス細片、碎石片が混じり、状況から見て第2次大戦以後の公園整備に伴い形成された土層であろうと判断される。

第Ⅱ層は掘り込み埋土層で、この時期は公園全城の各所に亘り木根除去等の掘削が、かなり激しく行われた跡があり、地元住民よりの聞き込みによれば、第2次大戦中に本地点で松根油の採取も実施されているらしいから、そうした掘り込みも含まれていると見て良いであろう。

第5図 調査区東西方向土層断面図



第6図 調査区南北方向土層断面図



ただ掘り込みの中には明らかに根据り以外に掘削されたものもあるので、ある程度の時間巾が考えられるが、いずれにしても第2次大戦中も含め以前の形成層であろうと考えられる。

なお本公園の造成は少なくとも大正年間まではさか上るらしいから、あるいは公園創立期に係る土層の可能性もある。

第III層は遺構が検出された斜面中部の一角に認められる土層で更に斜面下位方向に拡がっていると予想される整地土層で全体にかなりの削平を受けている。

遺構検出部のみ20cm前後の暗褐色土が上部に載るので、おそらくI層の時期（第2次大戦後）に削平を受けた可能性が強い。

遺構はこの第III層の上面、及び第IV層上面で確認されている。

第IV層は地山及びその直上に載る風化土であり、厳密には地山礫岩層とその上に載る2枚の風化礫岩層（厚さ約30cm強）より構成される。

このうち、風化礫岩層は盛土に保護されたT₁₅グリットより上位斜面に比較的良好に遺存するが、斜面下方向では概して削平されている。

柱穴遺構の検出された区域では、整地土下に数センチの厚さで同風化礫岩層が見られるだけで直ちに基盤の礫岩層に移行しているから、該当遺構が造成された年代において、平坦面造成のための削平がすでに行われていたものと見る事ができる。

2. 沢の部分

本地区は遺構群の検出された地点の北側に隣接する標高約46mの場所で、巾約3~7mのゆるい凹地状地形を成している。

この地点でも基本的に地山を含めて4つの層が認められている。

第I層は広く現表土として認められる褐色土層で上下に公園敷土と見られる黄褐色土が分布し、斜面部第I層と同一のものと見られる。

第II層は旧表土と、その上に堆積した黒褐色の有機質土層であり、沢部分のみに認められ斜面には分布しない。隣接する斜面地一帯は昭和10年代及びそれ以前に於いて、多くの松木が植林されている状況であったらしいから、その時点での表土と流入腐食土ではないかと思われる。

第III層は黄褐色を程する風化した堆積土で斜面部には認められない。

土層状況から見て地山直上に載る風化礫岩層の再堆積土と思われ、土層中に酸化して褐色を程する細かな礫が多数混入している。

沢は、本層の堆積直前時に最も顕著な凹地状地形を取るが、當時沢水が流入していた状況ではなく基本的に乾燥した凹地状を成していたものと推察される。

第IV層は地山直上に載る風化礫岩層であり堅く引き締っているが、表面は若干風水等で削られている様で、斜面部と違い軟らかい礫は少ない。

第IV章 発見された遺構

今回の調査により発見された遺構は、ピット189、大型柱穴遺構2、溝状遺構2、掘立柱建物跡5、整地遺構1、がある。

なお、これらに伴う遺物は、今回の調査では一点も確認できなかった。

1. 整地上面にて検出したピット群

H₁₈～H₂₁、G₁₈～G₂₁グリットを中心に多数の方形ピットが検出された。

検出面は第III層の遺存整地上面であるが、一部は、地山直上に載る風化礫岩層面で検出している。

总数173個が確認されているが、これは建物跡として組み合う40個を除いた数である。

掘り方は基本的に不整の方形を程するが、極少数、円形を程するものもある。

平均30cm～40cm前後の一辺長を有するものが多いが、20cm以下の比較的小型のものもある。

後世の削平により深さは数センチのものが多いが、整地層が残存するG₂₀～G₂₁、H₂₀～H₂₁グリットでは比較的深めに遺存している。

これらのピットの中には柱痕跡の遺存しているものが34個認められたが、抜き取り穴を伴うものは全く認められなかった。

これは、本来柱を抜き取らなかったと考える事もできるが、元々抜き取り穴を伴っていたものが、後世の削平によって上部の大半を失ったため、結果としてそれが認められない可能性も考慮すべきであろう。

いずれにしても、これらのピット群は、検出状況から判断して、そのほとんどが掘立柱建物跡もしくは、その他の建築遺構に伴うものと考えられるが、検出した全てについて、その組み合わせと配列を復元する事は不可能であった。

また、本ピット群は幾重にも亘る切り合いで認められ検証のところ、最大限8回に亘る、切り合いである事が判明した。

これは、整地の遺存する範囲から外れた箇所では、IV層上面遺構が整地上面遺構と同一平面上にて検出されている為、かくも多くの切り合いで示すに至ったものと考えられる。

2. 第IV層上面にて検出したピット群

整地上面遺構の検出作業時点で、G₂₀グリット一帯の整地面下に、数個のピットの存在が判明していたので、上面遺構の実測終了後、遺存整地層の東半部、約10m²の範囲について下部遺構の検出作業を実施した。

その結果、整地上面より5～8cm掘り下げたレベルで、地山直上に載る風化礫岩層が現われ、

第7図 石巻城跡検出遺構全体図

後世の遺憾にかかる彌り込み(根切り・種込穴等)は細繩にて表現



第1表 ピット観察表

ピットNo	掘り方 形	寸法 (cm)	深さ (cm)	埋土色調	柱痕形態	柱痕寸法 (cm)	柱痕色調	抜き方 法	備 考
1	方形	43×39	3	10YR 3%	四角	14×9	10YR 3%	なし	柱痕に褐色土粒状に混じる
2	×	39×37	3	10YR 3%	なし				3号様
3	×	37×16	8	7.5YR 3%	なし				3号様
4	×	43×48	5	10YR 3%	なし				2号様
5	×	38×18	2	10YR 3%	なし				
6	×	36×10	7	10YR 3%	なし				
7	×	26×24	4	10YR 3%	なし				
8	×	43×38	5	10YR 3%	なし				
9	円形	28×24	6.5	10YR 3%	なし				1号様
10	方形	38×32	2	10YR 3%	なし				柱痕に黒色土粒状に混じる
11	×	24×25	3	10YR 3%	円	9.5×8	7.5YR 3%	なし	柱痕に粒状の炭化物含む
12	×	48×41	4.5	10YR 3%	四角	16×11	7.5YR 3%	なし	
13	×	31×27	3	10YR 3%	なし				
14	×	33×29	4.5	10YR 3%	なし				
15	×	17×14	1.5	10YR 3%	なし				
16	×	33×15	5	10YR 3%	なし				4号様
17	×	38×39	3	10YR 3%	なし				
18	×	20×19	3.5	10YR 3%	なし				
19	×	42×42	5	10YR 3%	四角	16×20	7.5YR 3%	なし	
20	×	37×38	4	7.5YR 3%	五角	15×15	10YR 3%		
21	×	44×23	2.5	10YR 3%	なし				2号様
22	×	46×51	6	10YR 3%	四角	16×18	7.5YR 3%		
23	×	34×32	5	10YR 3%	四角	23×15	7.5YR 3%	なし	柱痕に粒状の炭化物含む 3号様
24	×	36×33	11	7.5YR 3%	なし				
25	×	28×31	8	10YR 3%	なし				
26	×	37×31	7	10YR 3%	四角	15×16	10YR 3%		1号様
27	×	26×26	3	10YR 3%	なし				
28	×	46×35	2.5	10YR 3%	なし				
29	×	41×41	7	10YR 3%	なし				
30	×	36×34	6	10YR 3%	なし				
31	×	40×32	2.5	10YR 3%	なし				4号様
32	×	33×30	3.5	7.5YR 3%	円	10.5×11	10YR 3%		柱痕に褐色土粒状に混じる
33	×	30×38	7	7.5YR 3%	なし				
34	×	26×22	7	10YR 3%	なし				
35	×	30×32	6	7.5YR 3%	四角	13×13	7.5YR 3%		
36	×	21×22	1.5	10YR 3%	なし				
37	×	40×35	2	10YR 3%	なし				
38	×	23×23	2	7.5YR 3%	なし				
39	×	36×28	6	10YR 3%	なし				
40	×	39×34	4	7.5YR 3%	円	15×13.5	10YR 3%		柱痕に炭化物含む
41	×	23×22	4	7.5YR 3%	なし				
42	×	34×47	7.5	7.5YR 3%	なし				2号様
43	×	26×27	4	10YR 3%	なし				3号様
44	×	41×36	4	7.5YR 3%	なし				4号様
45	×	45×47	5	7.5YR 3%	なし				1号様
46	×	33×33	10	10YR 3%	なし				3号様
47	×	37×36	2.5	10YR 3%	なし				
48	×	39×33	10	10YR 3%	なし				
49	×	35×36	3	10YR 3%	なし				1号様
50	溝	46×46	7	10YR 3%	なし				2号溝
51	方形	33×25	5	10YR 3%	四角	17×12	7.5YR 3%	なし	柱痕に粒状炭化物含む
52	×	37×30	5	10YR 3%	四角				

ピットNo	掘り方 形	寸法 (cm)	深さ (cm)	埋土色調	柱痕形態	柱痕寸法 (cm)	柱痕色調	抜き方 有無	備考
53	方形	41×35	6.5	10YR %	なし				
54	#	43×37	6	10YR %	#				
55	#	41×39	5	7.5YR %	#				
56	#	42×14	4	10YR %	#				
57	#	36×37	3.5	7.5YR %	#				
58	#	39×26	3.5	10YR %	#				
59	#	42×17	5	7.5YR %	#				
60	#	34×8	6.5	10YR %	#				
61	#	23×9	5	10YR %	#				
62	#	43×42	3.5	10YR %	四角	17×17	7.5YR %		柱痕に粒状黒色土入る
63	#	34×28	7.5	10YR %	四角	15×15	7.5YR %		4号棟
64	#	31×36	6.5	10YR %	四角	15×19	7.5YR %		
65	#	57×53	4	10YR %	なし				
66	#	33×30	7	10YR %	六角	17×15	10YR %		粒状の炭化物入る
67	#	36×31	7	10YR %	なし				
68	#	29×29	5	10YR %	#				
69	#	53×41	8	10YR %	四角	16×13	7.5YR %		柱痕に粒状炭化物入る
70	#	43×39	7	10YR %	なし				
71	#	49×42	2	10YR %	四角	17×20	10YR %	なし	柱痕に炭化物入る 2号棟
72	#	40×39	5.5	7.5YR %	なし				掘方埋土に黒色土混る
73	#	58×29	8.5	10YR %	四角	12×13	7.5YR %		柱痕に炭化物多量に含む
74	#	31×32	9	10YR %	四角	16×18	7.5YR %		柱痕に粒状黒色土入る
75	#	42×35	14	7.5YR %	なし				
76	#	42×38	3.5	10YR %	#				
77	#	44×39	4.5	10YR %	#				埋土に多量の炭化物入る
78	#	48×43	5.5	7.5YR %	#				#
79	#	40×57	1.5	10YR %	#				#
80	#	29×26	3.5	10YR %	#				#
81	#	24×24	3	10YR %	#				#
82	#	37×35	2	10YR %	#				
83	#	41×29	8.5	10YR %	#				
84	#	37×35	4	7.5YR %	四角	12×13	7.5YR %		柱痕に炭化物含む 2号棟
85	#	49×48	3.5	7.5YR %	なし				
86	#	51×55	4.5	10YR %	四角	17×18	7.5YR %		柱痕に黒色土含む 4号棟
87	#	30×29	1.5	10YR %	なし				
88	#	43×33	1.5	7.5YR %	#				
89	#	34×30	1	10YR %	#				2号棟
90	#	49×46	2	7.5YR %	#				1号棟
91	#	59×49	1	7.5YR %	#				
92	#	40×33	2	10YR %	#				
93	#	39×40	1.5	10YR %	四角	14×14	10YR %		
94	#	42×49	1	7.5YR %	なし				
95	#	50×43	1	7.5YR %	#				
96	#	49×41	1.5	10YR %	#				
97	#	44×38	1	7.5YR %	#				
98	#	44×38	1.5	10YR %	#				
99	#	49×45	5.5	7.5YR %	#				
100	#	43×37	1	10YR %	#				
101	#	40×44	1.5	7.5YR %	#				
102	#	19×18	0.5	7.5YR %	#				
103	#	38×33	0.5	10YR %	#				
104	#	29×30	0.5	7.5YR %	#				
105	#	30×40	0.5	7.5YR %	#				
106	#	35×35	1	7.5YR %	#				
107	#	44×32	1	7.5YR %	#				
108	#	33×31	1	10YR %	#				1号棟

ピットNo	掘り方 形状	寸法 (cm)	奥さ (cm)	埋土色調	柱痕形態	柱痕寸法 (cm)	柱痕色調	抜き方 有無	備考
109	方形	33×32	1	10YR %	なし				
110	"	30×27	0.5	10YR %	"				
111	"	49×40	1	10YR %	"				
112	"	39×35	2	10YR %	"				
113	"	38×31	1.5	10YR %	"				
114	"	28×24	1	10YR %	"				
115	"	29×27	3.5	10YR %	四角	15×14	10YR %	なし	
116	"	27×22	4.5	10YR %	なし				
117	"	35×32	5	10YR %	"				
118	"	26×22	1	10YR %	"				
119	"	48×41	2	7.5YR %	"				
120	"	36×18	4	10YR %	四角	9×5	10YR %		
121	"	26×36	4	10YR %	四角	11×10	10YR %		
122	"	23×19	1.5	7.5YR %	なし				
123	"	30×30	3	7.5YR %	"				
124	"	57×45	5	10YR %	"				
125	"	24×25	2.5	7.5YR %	"				
126	"	15×15	4	10YR %	"				
127	"	41×37	2.5	10YR %	四角	14×8	7.5YR %		
128	"	23×20	2.5	10YR %	なし				
129	円形	51×47	1.5	10YR %	"				
130	方形	36×31	3	10YR %	"				
131	"	41×15	2	10YR %	"				
132	"	35×27	6.5	10YR %	"				
133	"	40×40	2.5	10YR %	"				
134	"	45×45	2.5	10YR %	"				
135	"	36×10	0.5	10YR %	"				
136	"	38×42	2	10YR %	"				
137	"	44×37	2.5	10YR %	"				
138	"	35×40	0.5	10YR %	"				
139	"	62×58	1	7.5YR %	"				
140	"	44×46	1	10YR %	四角	12.5×13.5	10YR %		
141	"	54×35	1	10YR %	なし				
142	"	43×35	0.5	10YR %	円	10×10	10YR %		
143	"	36×39	2	10YR %	なし				
144	"	42×33	1.5	10YR %	四角	14×8	10YR %		
145	"	50×46	3	10YR %	四角	13×15	10YR %		
146	"	40×32	4	10YR %	なし				
147	"	58×51	4	10YR %	"				
148	"	51×44	3	10YR %	"				
149	"	22×23	3.5	10YR %	"				
150	"	42×34	2	10YR %	四角	16×13	10YR %		
151	"	39×39	1.5	10YR %	四角	20×14	10YR %		
152	"	43×42	3.5	10YR %	なし				
153	"	43×39	2.5	10YR %	四角	17×15	10YR %		
154	"	32×35	2	10YR %	なし				
155	"	31×29	1	10YR %	"				
156	"	17×19	2.5	10YR %	"				
157	"	52×33	2	10YR %	四角	18×17	10YR %		
158	"	27×19	3	10YR %	なし				
159	"	34×36	1.5	10YR %	"				
160	"	40×38	4	10YR %	"				
161	"	47×50	1.5	10YR %	"				
162	"	45×11	5	10YR %	四角	18×5.5	10YR %		
163	"	45×22	4	10YR %	四角	17×16	10YR %		
164	"	56×60	7	10YR %	四角	18×16	10YR %		

ピットNo	掘り方 形状	寸法 (cm)	深さ (cm)	埋土色調	柱杭形態	柱杭寸法 (cm)	柱杭色調	抜き方 有無	備考
165	方形	32×25	3	10YR %	四角	9×4	10YR %		
166	*	46×47	3.5	10YR %	四角	18×6	10YR %		
167	*	39×35	2	10YR %	なし				
168	*	30×30	3	10YR %	円	10×9	10YR %		
169	*	32×25	3	10YR %	なし				
170	*	30×34	2.5	10YR %	*				
171	*	40×17	6	10YR %	四角	9×5	10YR %		
172	*	36×37	1	10YR %	四角	14×12	10YR %		
173	*	30×29	1	10YR %	円	9×9	10YR %		
174	*	22×34	2	10YR %	四角	11×3	10YR %		
175	*	52×26	6	10YR %	四角	23×8	10YR %		
176	*	35×35	1.5	10YR %	なし				
177	*	40×35	2	10YR %	*				
178	*	49×50	1.5	10YR %	*				1号棟
179	*	41×40	1	7.5YR %	*				1号棟
180	*	45×45	1.5	10YR %	円	11×12	10YR %		1号棟
181	*	37×41	0.5	10YR %	なし				
182	*	33×38	1.5	10YR %	*				
183	*	35×36	2	7.5YR %	*				3号棟
184	*	36×37	3.5	7.5YR %	*				
185	*	39×35	0.5	7.5YR %	四角	15×13	10YR %		2号棟
186	*	29×30	0.5	10YR %	なし				
187	*	44×46	1.5	7.5YR %	*				1号棟
188	*	37×32	1.5	7.5YR %	*				
189	*	35×35	1	7.5YR %	四角	19×16	7.5YR %		2号棟
190	*	50×50	1	10YR %	なし				
191	*	45×44	0.5	10YR %	円	12×12	7.5YR %		
192	*	41×34	1	10YR %	円	10×10	10YR %		
193	*	50×29	7	10YR %	なし				
194	*	55×48	2.5	10YR %	*				2号棟
195	*	29×35	2	10YR %	*				
196	*	40×39	1.5	10YR %	*				
197	*	34×32	1	7.5YR %	*				
198	*	43×41	1.5	7.5YR %	不整円形	12×9	7.5YR %		柱底に粒状黒色土入る 1号棟
199	*	29×30	0.5	10YR %	なし				
200	*	35×31	1.5	7.5YR %	四角	13×13	7.5YR %		柱底に粒状黒色土入る
201	*	37×39	1	7.5YR %	なし				
202	*	26×21	2	10YR %	*				
203	*	27×24	1.5	10YR %	*				3号棟
204	*	59×51	1	7.5YR %	*				
205	*	29×29	0.5	10YR %	四角	11×11	10YR %		
206	*	31×26	0.5	10YR %	なし				
207	*	29×30	1.5	10YR %	*				
208	*	56×43	1.5	7.5YR %	*				2号棟
209	*	48×44	4	10YR %	*				
210	方形	64×68	18	10YR %	円	33×24	10YR %		柱底に炭化物多量に含む
211	*	91×86	14	10YR %	円	24×26	10YR %		*
212	*	50×50	5	10YR %	なし				埋土に
213	*	50×47	6	5YR %	円	10×?	10YR %		5号棟
214	*	42×40	5	10YR %	円	20×?	10YR %		5号棟
215	*	45×50	3.5	10YR %	円	25×20	10YR %		5号棟
216	*	51×40	6	7.5YR %	円	18×?	10YR %		5号棟
217	*	40×29	7	7.5YR %	なし				
218	円形	49×60	8	7.5YR %	*				以下IV層上面造構
219	四角	38×38	7	10YR %	*				
220	*	35×36	6.5	7.5YR %	*				

ピットNo	形 状	寸 法 (cm)	深 さ (cm)	堆 土 色 調	柱 旗 形 態	柱 旗 寸 法 (cm)	柱 旗 色 調	掘 り 方 法	備 考
221	四角	43×43	7.5	10YR 4%	四角	25×16	7.5YR 4%	なし	柱旗に炭化物混入
222	x	39×35	5	10YR 4%	なし	(15.5×6)	10YR 4%	なし	埋土に
223	x	42×43	8	10YR 4%	四角				
224	x	47×42	4.5	10YR 4%	なし				
225	x	61×56	3.5	10YR 4%	x				
226	x	42×41	4.5	10YR 4%	x				
227	x	36×33	4	10YR 4%	x				
228	x	33×22	1.5	10YR 4%	x				
229	x	44×37	5.5	7.5YR 4%	x				
230	x	37×46	3	7.5YR 4%	x				
231	x	47×41	3.5	7.5YR 4%	x				
232	x	23×29	5	10YR 4%	x				
233	x	28×25	4	7.5YR 4%	x				埋土に炭化物多量に混入

この上面にて16個のピットを検出する事ができた。

これらピットの平面形は、上層で検出されたピットと基本的に同じで方形を程するが、中には不整の橢円形となるものもあった。

大きさは40cm前後が一般的で、深さは4~8cmに亘り比較的浅めのものが多い。

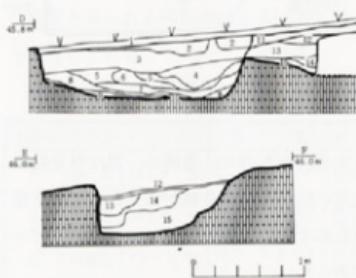
切り合いは最大限2回、3時期に亘る部分が認められ、上層遺構に比して切り合いは少ない。

柱痕跡は2つのピットで認められ、その形は角形を呈している。

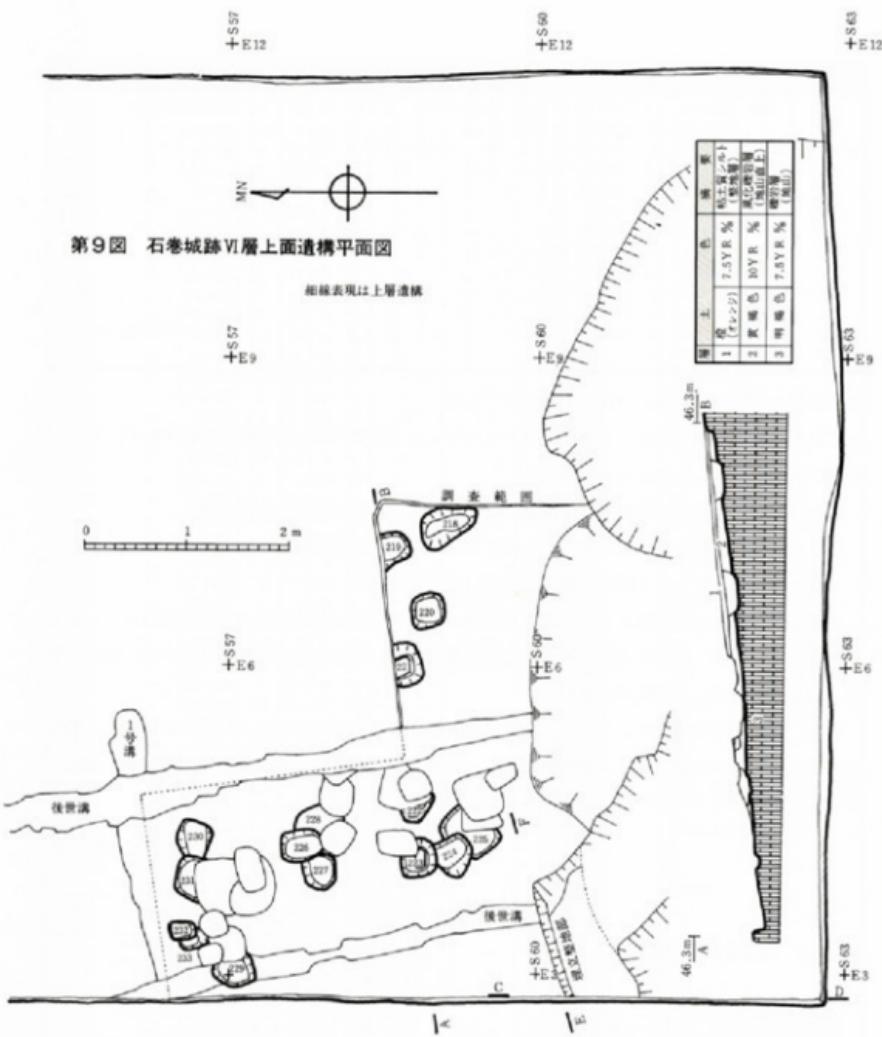
本遺構群は整地上面遺構とともに、検出部分の更に東側及び南側斜面の下部に拡がっているものと推定されるが、調査区東部は後世の擾乱が著しく、遺構残存の可能性は薄いが、南側一帯は、なお遺存している可能性が強い。

なお、南側一帯の緩斜面については、傾斜地縁辺に残る松木の根元の現地表面が他所より約70cm程高く、本来旧地表面がこの高さまで在った事が予想されるから、仮に遺構群が遺存していたとしても、かなりの削平を受けているのではないかと推定される。

第8図 埋立整地部土層断面



層位	編	土 色	描 き 要	備 考
I	1	にじい 黄褐色	10YR 4%	砂質シルト・草根混入多し しまりなし
	2	明褐色	7.5YR 4%	粘土質シルト・堅くしまりあり
	3	にじい 黄褐色	10YR 4%	砂質シルト・草根混入しま りなし
	4	灰黄褐色	10YR 4%	砂質シルト・草根混入しま りなし
	5	明褐色	7.5YR 4%	粘土質シルト・汚れ点々と あり
	6	にじい 黄褐色	10YR 4%	砂質シルト
	7	明褐色	7.5YR 4%	粘土質シルト
	8	明褐色	7.5YR 4%	砂質シルト
	9	明褐色	7.5YR 4%	粘土質シルト・細粒混じり 粘性強
	10	明赤褐色	5YR 4%	地山風化土
	11	にじい 黄褐色	10YR 4%	砂質シルト・草根混入あり
III	12	褐色	7.5YR 4%	粘土質シルト・粘性強(バ サバ底付す)
	13	灰黃褐色	10YR 4%	砂質シルト・炭化物・繊維 (0.5~4cm) まじむ
	14	にじい 黄褐色	10YR 4%	粘土質シルト・小塊(3~ 5cm) を含みしまりあり
	15	黄褐色	10YR 4%	粘土質シルト・40万塊(1 m) ほどまじり粘性強い
				埋土



3. 大型柱穴遺構

本遺構はビット群の検出された北側に約10m離れて検出されたもので、遺構の一部は発見時すでに公園通路敷面に露出している状況であった。遺構は互いに切り合う2個が発見されており標高約47.8mの、尾根状にゆるく下る斜面部に構築されたものである。調査区内では他に大型ビットが数個検出されているが、これらは後世の植込み穴であった。

(イ) No.210大型柱穴遺構

当初路面にその一部が露出していたもので地山直上に載る黄褐色の風化疊岩層面に掘り込まれたものである。

平面形は大略円形を呈し直径約65cm、深さ18cmを数える。

ほぼ中央部に直径約28cmの円形柱痕が見られ多量の細かな柱材炭化物が認められた。

穴底は中央部が微妙に高くなり、そこから東半分がやや低くなっているが、全体として平坦である。

遺構を半截した断面観察の結果では、一度掘り込んだ穴を一回埋め込み、更に柱を据え付ける段階で中央部のみを再び掘り込むと云う念の入った手順を取っている事が確認されている。

また、本遺構はNo.211大型柱穴遺構を切つており、同遺構よりも年代が下るものである。

なお、本遺構は公園造成時も含め後世にかなりの程度削平されている様子である。

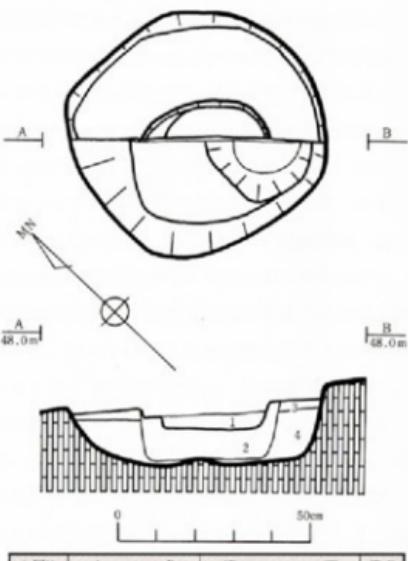
(ロ) No.211大型柱穴遺構

本遺構はNo.210遺構のすぐ北側に隣接して構築された円形の大型遺構で、直径約90cm、深さ約14cmを数える。

南側をNo.210遺構により切られる外、公園内の植樹と見られる円形の植込穴によつても切り取られている。

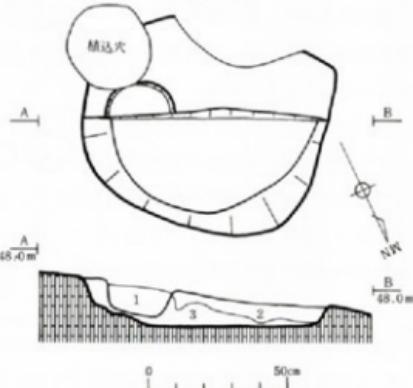
柱痕は穴の東側に偏した位置に認められ、

第10図 No.210柱穴遺構平面図



土層No	土 色	摘 要	備 考
1	暗褐色	10YR 5%	多量の炭化物含みしまりなし
2	褐 色	10YR 5%	褐色土に黄褐色土斑状に混じる
3	にほい 黄褐色	10YR 5%	明褐色土をブロック状に含み、しまり弱い
4	黄褐色	10YR 5%	角礫を点々と含み、しまり粘性共にあり

第11図 No.211柱穴遺構平面図



土層No	土 色	摘 要	備 考
1	褐 色	10YR 5%	微細な円錐と炭化物を含む
2	黒褐色	10YR 5%	局部に黄褐色土流入・粘性弱
3	明褐色	7.5YR 5%	粘性、しまりあり

直径約25cmの円形を程する。

穴底は大略平坦で、ゆるい立ち上りで穴壁に続いており、柱底は穴底には接している。

使用柱材の直径に比べると、掘り方の径がかなり大きく不釣り合いである。

また本遺構は第5号棟に伴うNo214ピットを切っており、同建物跡よりも年代的に新しいものであると考えられる。

なお、本遺構も大巾な後世の削平を受けており、あまり良好な保存状態ではない。

また、配列から考えNo209及びNo212ピットと組み合う事も考えられるが確実ではない。

4. 溝状遺構

今回の調査では全部で5本の溝が検出されたが内3本は、第I層下位を構成する暗褐色土層から掘り込まれており、同土層は基本的に第2次大戦以後の形成層と考えられる事から、この3本の溝は説明から除外する。

(イ) 1号溝

本遺構はG12グリットで検出した東西方向に走る溝で、調査区の更に西側に続いているものと推定されるが、上面に載る暗褐色土形成時に、かなり削平されているらしく非常に浅い。

検出したのは丁度溝の東端に当たる部分であり、溝巾は広いところで40cm、深さは平均5cmを数える。

溝中に堆積した土層は細かな泥状の土で、砂粒を多く含む灰黄褐色(10YR 5/2)を程していた。

ピット内に堆積している土壤とは明らかに異なり、また、それらを切って本溝が作られているから、年代的にピット群より下降するものである。

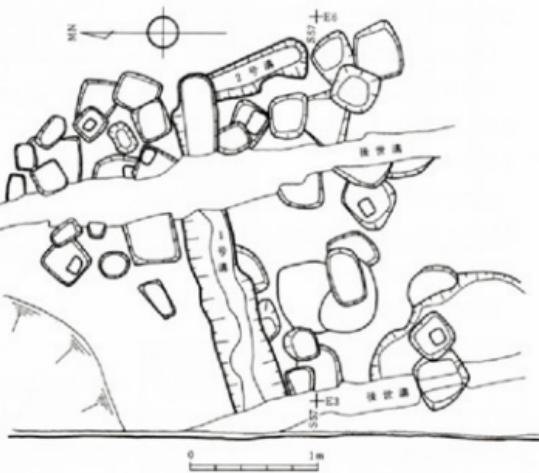
更に又本溝は、その東端で2号溝を切っているから、同溝よりも新しい時期のものである。

(ロ) 2号溝

1号溝の東端に隣接して検出されたもので、細長い楕円形状を程しており、本来溝と呼称すべき性格のものか否か判然としないが、便宜上、溝として区分した。

最大巾36cm、深さ平均4cmを数え、1号溝よりやや黒っぽい暗褐

第12図 溝状遺構平面図



色（10YR 3%）の泥土が堆積している。

北端を1号溝により切られているが、ピット群と同年代のものか否かは判別できかねる。

5. 堀立柱建物跡

G₁₈～G₂₀、H₁₈～H₂₀、I₁₈～I₂₀グリットの範囲から4棟、H₁₅、I₁₅グリットに亘り1棟の合計5棟の建物跡が検出された。

(イ) 1号棟

H₁₈～H₂₀グリットにて検出されたもので、平面形は南北に細長い桁行5間？（約7.3m）、梁間2間（約2.5m）の側柱建物であり、棟はほぼ正確に真北方向を指す。

桁行柱間は東列の北側から1.1+1.6+1.8+2.8（2間分）で西列では同じく北側から2.7（2間分？）+2.8（2間分？）+1.7であり、東列では1個、西列では2個の柱穴がとんでいる。

これは、当初G₁₇～G₁₉、H₁₇～H₂₀グリットを深く掘り下げ過ぎたため、より浅いレベルに遺存した柱穴を跳ばした可能性があり、各列の柱間から見て東列は本来5間であったものと推定している。

また西列は東列同様、検出時に柱穴を跳ばした可能性もあるが、建物開口部等の為、本来柱を配置しなかった可能性もあり、いずれとも断定できかねる状況である。

また梁間は、北列が西側から1.1+1.4、南列が西側から1.3+1.2で、南辺がやや重んだ平面形を程する。

柱穴は2号棟により2カ所で切られており、かつ又1カ所で4号棟を切っている。

柱穴の掘り方は一辺約30～40cmの不整方形を呈しており、深さは1～5cmである。

柱痕跡の識別できたものは2個あり、1個は径13cmの円形、他の1個は径15cm程度の不整円形を程している。

(ロ) 2号棟

G₁₇～G₂₁、H₁₇～H₂₀、I₂₀グリットの範囲から検出した桁行4間（約7.6m）、梁間3間（約4.8m）の總柱建物で、棟方向は北西～南東（MN 21°W）を示す。

桁行の柱間は東第1列が北側から2.1+1.5+1.9+2.1、東第2列が2.2+1.4+4.0（2間分）、東第3列が？+1.3+1.8+2.2、西列が？+？+？+2.2を数える。

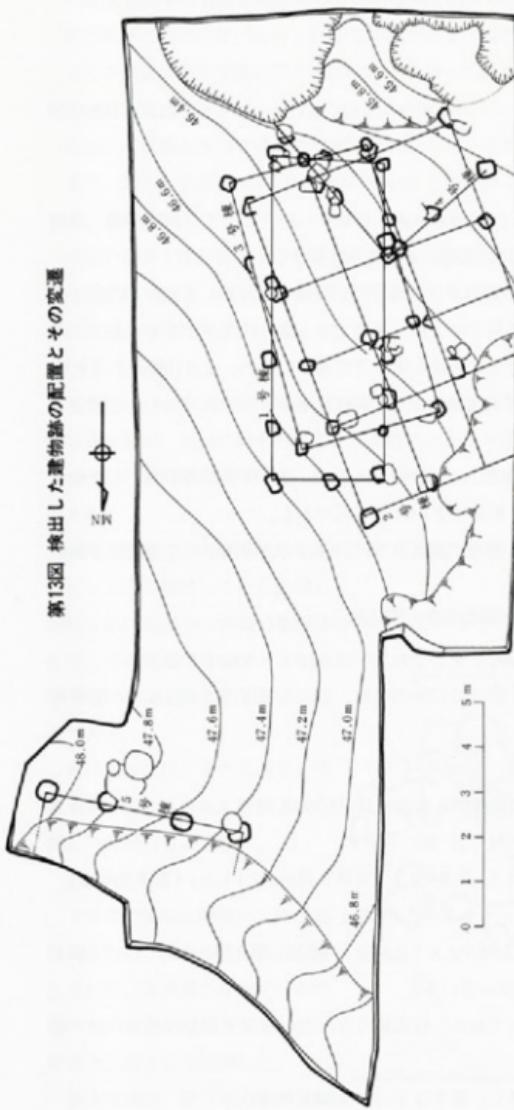
梁間は、南第1列が1.5+1.3+2.0、第2列が2.8（2間分）+2.0、第3列1.5+1.3+？、第4列1.6+1.3+？、北列が1.5+？+？、となっている。

梁間及び桁行伴に両側の柱間が広くなってしまっており、柱穴掘り方は方形を程するものが多いが一部不整な円形状を程するものもある。

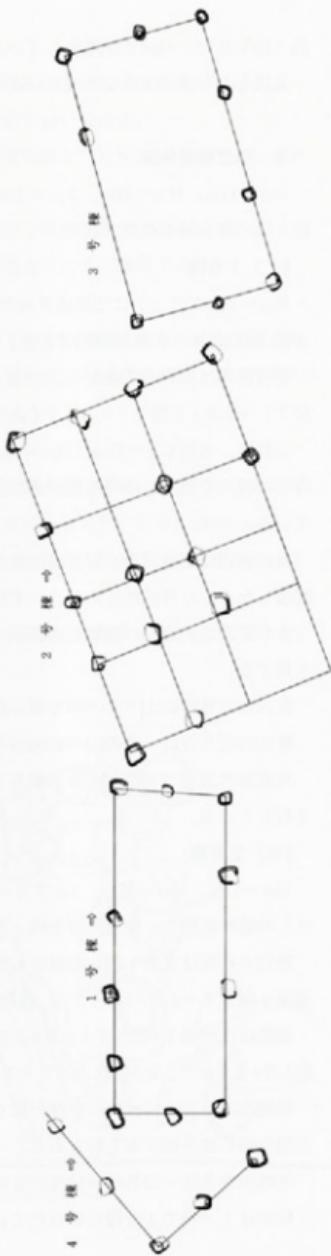
その大きさは一辺約40cm前後のものが多く、深さは1～8cm程度で浅い。

柱穴は1カ所で3号棟に切られており、他の1カ所で1号棟、4号棟を切っている。

第13回 検出した遺物跡の配置とその変遷



変遷過程 4号棟→1号棟→2号棟→3号棟



柱痕跡は4個認められ、いずれも11~15cm大の四角形を程しているので、角柱を用いた建物であると確認できる。

本建物跡に限らず概して保存状態は悪いが、本2号棟は北西隅が後世の溝や削平により全く失われている。

(ハ) 3号棟

G₁₈~G₂₀、H₁₈~H₂₀グリットで検出された建物跡で桁行3間(6.3m)、梁間2間(3.3m)の南北棟であり、棟方向は北西~南東(MN 14°W)を示す。

桁方向柱間は東列北側から4.5(2間分)+1.8、西列北側から2.1+2.5+1.7で、梁間柱間は北列西側から1.4+1.9、南列西側から1.4+1.9を数える。

柱穴掘り方は一辺約35cmの方形を呈し、深さは1~8cmで浅い。

柱痕跡は2個検出され、1個は直径約10cmの円形、他の1個は直径約13cmの不整多角形を程している。

柱穴は1ヵ所で2号棟を切っている。

(ニ) 4号棟

G₂₁~G₂₂、H₂₀~H₂₁グリットで検出された建物でおそらく南北棟の長方形建物になると思われるが^d、建物の北東コーナー部分のみ検出されているので正確な棟方向は判定できないが、本遺跡で検出された建物群を通観すると、桁方向柱間が梁方向よりも長くなる傾向が見られるので、本建物も基本的に南北棟を見て良いであろう。

建物の平面形は桁行2間(又は2間以上)、梁間2間以上と見られるが全体の規模は不明である。

柱間は桁行が西側から1.7+1.8+、梁間が1.5+1.4+、となっており、南側は後世の掘り込みによりほとんど破壊されている。

柱穴掘り方形體は一辺約40cmの方形で、深さ2~7cmを計り、柱痕跡は2個認められ各々約12cmと15cmの方形を呈する。

東柱列を棟方向と見た場合、その向きは北西~南東(MN 40°W)となり、検出した建物群のうちでは最も南面する建物跡となる。

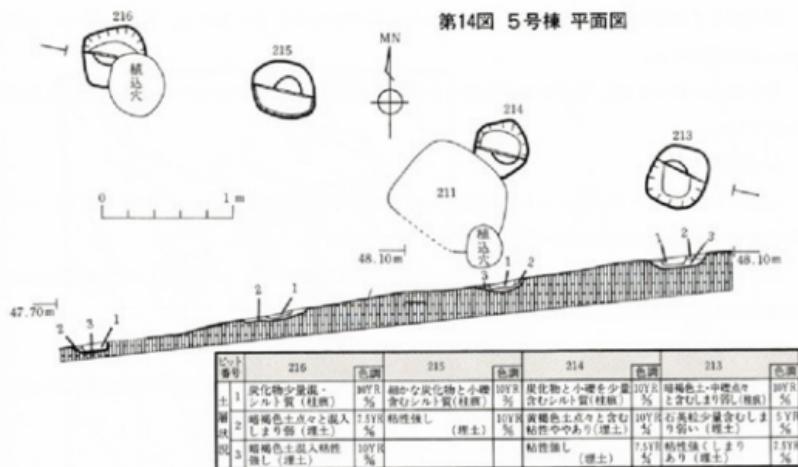
(ホ) 5号棟

H₁₂、I₁₂、J₁₂グリットより検出された建物で、他の建物跡と比較して柱穴掘り方が最も良好に遺存しているが、発見時にその一部は公園通路敷に露出している状況であった。

この通路敷は、すぐ北側に隣接する植樹部分に残る旧地表面レベルから約40cm程低いので、少なくともその程度の削平が本地点で行われているものと思われる。

可能性として一本柱列も考慮されたが、No.216柱穴の東側に露出する地山面にこれに続く柱穴の痕跡が全く見られないで、基本的に南北棟建物の南辺梁を構成する柱列群と考えた。

本柱列が検出された北隣部分は、現通路により更に一段と削平されている上に、直径約14mの



コンクリート円形植込施設が設置されておりすでに遺構の破壊が予想されたが、一応 I₁₃ ~ I₁₄ J₁₃ ~ J₁₄ グリットを設けて、本遺構の北延長部の検出に努めたが削平がひどく、予想どおり検出するに至らなかった。

柱間は梁間南辺、西側から 1.4 + 1.7 + 1.4 で中央部柱間がやや広がる配列となっている。

掘り方の平面形は真円ではなく隅丸方形と云うべき形態を程しており、一边約 40cm、深さ約 5 cm 前後を数える。

柱痕跡は 4 個全てに於いて検出され、直徑約 20cm の円形を程している。

1 ~ 4 号棟との先後関係は明らかではない。

第2表 石巻城跡 検出建物跡一覧表

建物名稱	棟方向	幅行×奥間	面積 (m ²)	幅行 (m)		奥間 (m)		官城界内の類似建物跡
				柱間寸法	總長	柱間寸法	總長	
1号棟 円柱使用建物?	南北棟 MN	5.7×2	18.1	東 列 1.1+1.6+1.8+2.8(2間分)	7.3	北 列 1.1+1.4	2.5	志波郡宇南遺跡第6号立柱建物
				西 列 2.7(2間分)+2.8(2間分)+1.7	7.2	南 列 1.3+1.2	2.5	3間(7.1m)×1間(3.9m)
2号棟 角柱使用建物	南北棟 MN-21'-W	4×3?	36.5	東第1列 2.1+1.5+1.9+2.1	7.6	南第1列 1.5+1.3+2.0	4.8	
				第2列 2.2+1.4+4.0(2間分)	7.6	第2列 2.0(2間分)+ 2.0?	4.8?	高浪町鶴賀沢遺跡第4号立柱建物
				第3列 ?+1.3+1.8+2.2	?	第3列 1.5+1.3+?	?	3間以上?×3間(4.1m)
				西 列 ?+?+?+2.2	?	第4列 1.6+1.3+?	?	
						北 列 1.5+?+?	?	
3号棟 円柱使用建物?	南北棟 MN-14'-W	3×2	20.1	東 列 4.5(2間分)+1.8	6.3	北 列 1.4+1.9	3.3	高浪町鶴賀沢遺跡第5号立柱建物
				西 列 2.1+2.5+1.7	6.3	南 列 1.4+1.9	3.3	4間(6.4m)×1間(3.2m)
4号棟 角柱使用建物	南北棟? MN-07'-W	2.7×2?	?	1.7+1.8+	?	1.5+1.4+	?	
5号棟 南北棟? 円柱使用建物	MN-10'-E	7×3	?	?	?	1.4+1.7+1.4	4.5	

6. 整地遺構

(イ) 調査区で検出された整地遺構

大略 G₁₈～G₂₁、H₁₈～H₂₁ グリットの範囲に検出されたもので、南北約 9 m、東西約 7 m に亘り遺存しており、南と西に更に続くと予想されるが南側は後世の掘削により破壊されている。

整地形成土は、オレンジ色を呈する粘土質のシルトで乾燥するとバサバサ状となり、全体的に細かな汚れが見られる。

また割合厚く残存する G₁₉～G₂₀、H₁₉～H₂₀ グリット一帯では微細な炭化物を多く含んでおり斜面下方部では特にその傾向が顕著である。

中間報告段階では、この点をもって火災の可能性を指摘したが、具体的に罹災した建物跡を特定できないので現在検討中である。

従ってこの点に関しては、今報告の中で詳述できないので一言触れて置きたい。

また、本整地は G₂₁ グリット西端に於いて、地山を削り込んだ穴ないしは溝と推定される遺構を埋立てている。

この部分では 3 枚から成る埋土上に整地のオレンジ土が薄く乗っており、更に西側に延長すると思われるが、追査は実施しなかったのでその全体像は不明である。

いずれにしても整地面下に位置する事から見て、IV 層上面にて検出されたピット群のいずれか、又は全てと併行関係にあると考えられる。

なお、本整地層は最も良く遺存する部分で約 15cm 程度で、本来更に上部の積土があったものと思われるが、どの程度の厚さに亘るものかは不明である。

また前述したが、本整地の施行自体、IV 層上面の遺構を削平してその上に実施されている。

(ロ) 調査区外にて発見された整地遺構

今回の調査期間中に、日和が丘 2 丁目 4 ～ 5 地内の引込道路取付工事に際して三宅宗謙氏からの通報により発見したもので、調査地点から約 120m 西北方向に位置する。

発見された整地層の層序は上から順に道路造成による後世の搬入土、赤褐色土互層、褐色土互層となっており、うち 2 カ所に積手の相異が認められる。

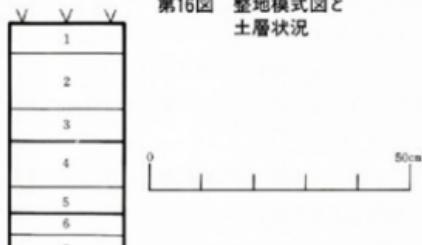
3 層～4 層間に見られる積手の違いは明らかに近年の道路工事によるものであるが、5 層～6 層間に見られるものは、どの年代に比定できるのか明確ではない。ただ 6 層にかなりの汚れが見られるので、これを草根によるものと仮定すると 6 ～ 11 層の整地積土を完了した時点から上層の 4 ～ 5 層が積まれるまでの間、相応の期間が推定され、大きく 2 期間に亘る整地層の存在が予想される。

今回の発見現場では、発掘地点同様、整地層中に遺物が確認できなかったので断定はできないが、中世の築造に係る積土以外、これほど大量の削平、盛土工事は、その必然性が考えられない事から基本的に中世の石巻城に係る整地層と考えられる。

第15図 調査区外整地遺構発見地点



発見整地の断面（南側より）

第16図 整地模式図と
土層状況

層位	層	土色	土層状況	備考
1	1	暗緑灰土	碎石砂利土	道路造成による被覆土
	2	暗褐色	シルト質土、砂利混入	道路造成による被覆土
	3	暗青灰土	碎石砂利土、シルト質土混入	道路造成による被覆土
2	4	明赤褐色	礫岩碎石 (2~5cm) 含み、シルト	第2次整地積土
	5	明赤褐色	礫岩碎石 (0.3~1cm) 含む、シルト	第2次整地積土
	6	暗褐色	礫岩若干含む、粘性強い	第1次整地積土
3	7	黄褐色	礫岩若干含む、粘性強い	第1次整地積土
	8	赤褐色	褐色シルト質土混入、粘性強く堅い	第1次整地積土
	9	黄褐色	シルト質土混入、粘性強く堅い	第1次整地積土
12	10	褐色	シルト質土 (やや粒子粗い)	第1次整地積土
	11	黄褐色	暗褐色シルト混入、粘性強く堅い	第1次整地積土
	12	黒褐色	微細酸化物 (0.2×2mm略大) シルト質土、点々と含む	整地前の旧素土
13	13	明黄褐色	強風化礫岩層	山

また、第2次整地と想定される4—5層については今回の発掘調査地点で認められた整地土と近似しており、速断はできないけれども、この両者が同一層となる可能性もある。

ただし、本地点では4層上部が道路工事等により削られており本来どの程度の層厚を有していたのかは明らかではない。

また本整地は標高約44mの尾根に近い西向きもしくは西南向き斜面に施行されたもので更に四方に広がって分布する事は確実であるが、南側は現宅地によって尾根筋道路面より約1.5m以上削り取られており、遺存する状況にはないが、北側は状態から見て、現道路敷及び宅地下にはほとんど保存されている公算が大きく、今回の発掘調査地点と比しても、より保存状態が良いと思わ

れるので将来の現状変更に際しても、特段の配慮が必要である。

第V章 発見された遺構の考察

本遺跡からは前述の様に多くの遺構が検出されたが、基本的にその主体を成すのは掘立柱建物跡及びそれに関連する多数のピット群であり、ここでは、それをを中心に若干の考察を加えて見たいと思う。

1. 掘立柱建物跡とピット群

今回の調査では計5棟の建物跡と整地上面、IV層上面を合わせ189個のピットを検出する事ができたがピットの大多数は本来建物跡の柱穴であろうと推定できるものである。

従って重複して多数の切り合いを演ずる柱穴を年代順に可能な範囲で整理し、それに基づいて論を進めたいと思う。

(イ) 遺構の変遷

今回検出した5棟の建物跡のうち5号棟を除く4棟が、ほぼ同一地点に重複して営まれる。

これら建物跡は、その柱穴が互いに切り合っており各々新旧関係を設定する事が可能である。

これを示すと以下の様な順序になる。

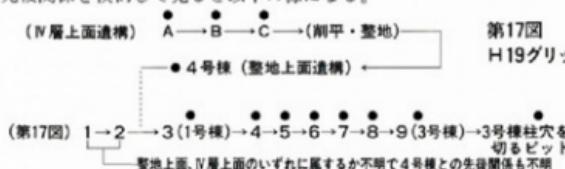
4号棟→1号棟→2号棟→3号棟

(なお5号棟に関しては、上記各棟との先後関係は不明であるが、両者の配置関係から見てどれかと併行する可能性もある。)

これらの建物跡のうち、整地遺構と重複する範囲に形成された1~4号棟は、IV層上面遺構を構成するNo218~No233ピットに組み合う柱穴が全く見られない事から、基本的に整地施行後の上面に形成されたものと考えられる。

またH10グリッドに見られる柱穴の切り合い関係(第17図)は今調査で検出された内でもっと多くの切り合いを演じ、遺構の変遷が単純に数時期に止まるものではない事を示している。

今第17図の新旧関係に建物跡の新旧関係及びIV層上面遺構の新旧関係を加え、検出遺構全体の先後関係を検討してみると以下の様になる。



(注) ●印の付してあるのが、遺構群全体を通して観察した時、その先後関係が明確なもので全部で11回(12期)を数える。

第17図 H19グリッドに見られる柱穴の切り合い



以上の様に少なくとも11回に亘る過程のあった事が明らかであり、この事は相当長期間に亘り本地点が利用された事を示すものである。

(口) 建物跡の性格

検出された5棟はいずれも南北棟で西面する配置を取っている。

この配置形態は、1号棟を除きほぼ等高線に沿って棟方向を持っているので基本的には地形に合わせたものと見る事ができるであろう。

また、南に海を直面する本斜面に於いては通常昼間は北から、夜間は南からの風が吹き抜ける自然条件を有している。

従って、これらの建物群は前述の自然条件をも考慮した方向設定が行なわれているものと考えられ、特に2~4号棟の向きはこの事を意識した結果であろうと考えられる。

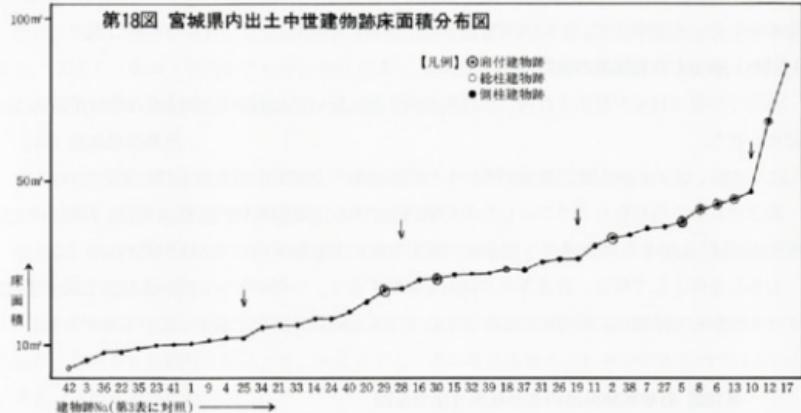
さて今まで宮城県内の遺跡で検出されている中世建物跡（推定も含む）のうち、その規模が判明する42棟（第3表）について床面積を図表化して見たのが第18図である。

これを見ると床面積は大から小までかなり漫然とした分布傾向を示すが、途中矢印のカ所付近

第3表 宮城県内出土中世建物跡一覧

遺跡名	図18No	建物跡名	面積	規模(m)	桁行×梁間間	形態
志波姫町 鶴の丸遺跡	1	第2建物跡	9.73m ²	4.16×2.34	2×1	側柱建物
	2	第6	39.10m ²	5.75×6.80	3×2	二面廻付
	3	第7	4.90m ²	2.58×1.90	1×1	隅柱建物
	4	第8	11.30m ²	4.52×2.50	1×1	"
麻王町 持長地遺跡	5	第1獨立柱建物	44.4 m ²	10.1×4.4	5×1	四面廻付
	6	第2	49.0 m ²	10.9×4.5	5×1	二面廻付
	7	第3	42.2 m ²	8.8×4.8	4×1	側柱建物
	8	第4	47.3 m ²	8.6×5.5	3×2	純柱三面廻付
	9	第5	10.4 m ²	6.5×1.6	4×1	側柱建物
	10	第6	52.8 m ²	9.1×5.8	4×3	"
	11	第1獨立柱建物	37.7 m ²	9.2×4.1	4×1	"
	12	第2	72.5 m ²	11.7×6.2	5×3	四面廻付
	13	第3	50.6 m ²	9.2×5.5	4×1	二面廻付
	14	第4	16.4 m ²	4.2×3.9	2×2	側柱建物
志波姫町 宇兩道跡 (昭和53年5月調査)	15	第5	29.1 m ²	8.3×3.5	4×1	"
	16	第6	27.7 m ²	7.1×3.9	3×1	"
	17	第1号建物跡	88.5 m ²	11.2×7.9	5×4	純柱建物
	18	第2号	30.4 m ²	6.6×4.6	3×2	"
	19	第3号	33.7 m ²	9.1×3.7	5×2	側柱建物
	20	第5号	21.1 m ²	6.4×3.3	4×1	"
高清水町 観音沢遺跡	21	第6号	14.9 m ²	4.8×3.1	3×1	"
	22	第7号	7.3 m ²	2.8×2.6	2×1	"
	23	第1号	9.2 m ²	4.0×2.3	3×1	"
	24	第2号	16.6 m ²	5.2×3.2	3×1	"
	25	第3号獨立柱建物	11.47 m ²	3.7×3.1	2×2	純柱建物?
仙台市今泉城跡	26	第4号	33.5 m ²	5.5×6.1	4×4	側柱 "
	27	第5号	42.7 m ²	7.5×5.7	3×4	"
	28	第6号	25.2 m ²	4.2×6.0	3×4	"
	29	第7号	24.9 m ²	5.8×4.3	3×4	廻付 "
	30	第8号	28.2 m ²	6.0×4.7	3×3	廻付 "
	31	第9号	32.4 m ²	6.0×5.4	3×5	"
	32	第10号	29.1 m ²	5.4×5.4	3×3	"
	33	第12号	14.9 m ²	3.3×4.5	2×2	"
	34	第13号	14.2 m ²	3.6×3.9	2×2	"
	35	第14号	8.3 m ²	3.0×2.7	2×2	"
	36	第15号	7.2 m ²	3.1×2.3	3×3	"
	37	第18号	30.5 m ²	6.0×5.1	3×3	"

遺跡名	図18No	建物跡名	面積	規模	柱行×梁間	形態
仙台市今泉城跡	38	第19号廻柱建物	40.7 m ²	7.0 × 5.8	3 × 4	廻付建物
	39	第20号	29.6 m ²	5.0 × 5.9	3 × 4 ?	?
	40	第22号	18.6 m ²	5.8 × 3.5	2 × 3	?
	41	第23号	9.5 m ²	3.4 × 2.8	2 × 2	?
	42	第25号	2.7 m ²	1.7 × 1.6	2 × 2	純柱建物



で階段状に面積の変化する傾向が認められる。

資料数の少ない現在の段階では確定的な事は言えないが、グラフの傾向から見て、該当建物の用途性格によって、各々床面積が4段階乃至5段階程度に使い分けされていた可能性が考えられる。

たとえば基本的に住居と考えられる廻付建物は、約25m²より上に分布し、特に40m²以上の床面積のものに至っては廻付建物の占める割合が非常に高いという現象が見られる。

従って、この点から見て約40m²を基準に以上は主に住居、以下はそれに伴う雑舎や倉庫などとして使い分けられていたのではないかとも想定される。

また25~40m²の間については両者が混在する様であるが、25m²以下のものについては廻付建物が全く存しない事から、この群は附属雑舎や倉庫等が主体を成すのではないかと推定される。

今、本遺跡で検出された建物跡をこの傾向に当てはめ考えてみると、第1に廻付建物跡が認められない事、第2に床面積の40m²を越すものが無い事から、検出建物跡の大部分はおそらく倉庫もしくは雑舎などの性格をもつものであろうと考えられ、それが同一地点で何度も建て替えを経ているものと考えられる。

ただし、その建て替えが次々と倉庫的建物だけで継続したのか、あるいは又その間に別性格の建物が建てられていた時期もあったのか、という点については今調査で把握できなかった。

また5号棟については、検出柱痕から見て1~4号棟に見られる4寸前後のものより太い6~7寸径を使用している。

この事は5号棟の構造が1~4号棟に比し、より堅牢で大型であった可能性の強い事を示唆しており、本建物跡が1~4号棟から一段高い隣接地点に形成されている事も合わせ考えてみると、あるいはこの5号棟が本地区での主建物(住居)であった事も推定できる。

これは従来の調査で認められている中世廻付建物身舎の梁間が全て4.3m以上の数値を示している点から見ても矛盾せず、1つの可能性として指摘しておく。

(ハ) 検出した柱痕跡の検討

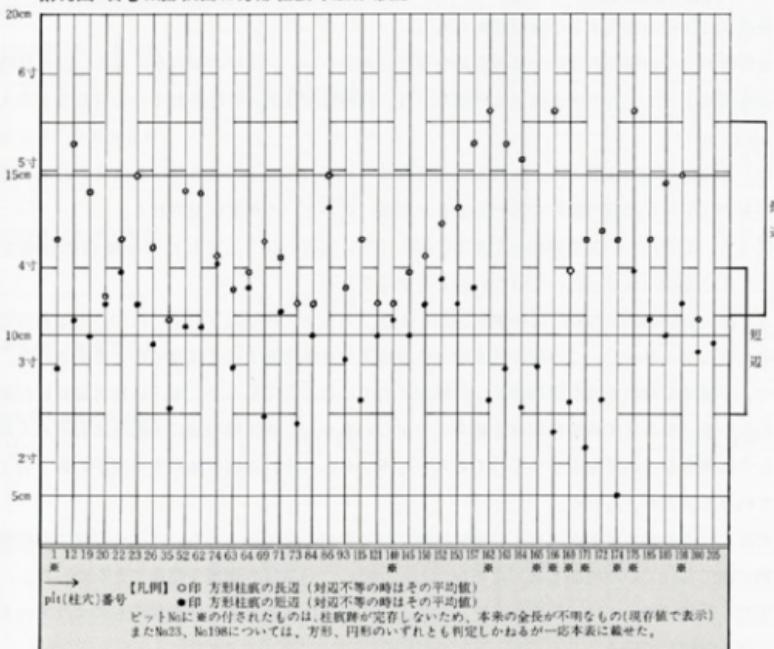
全部で58個の柱痕が検出され内、形状不明の2個を除いて42個の方形柱痕、14個の円形柱痕が認められた。

ここでは、その内から検出数量の多い方形柱痕を取り上げ若干の考察を行って見たい。

検出された方形柱痕をグラフにしたのが第19図であり、使用角材の寸法は短辺と長辺各々で不等の長方形となるものが多く、又個々の柱材寸法にもかなりのバラつきが認められる。

しかし全体として短辺、長辺各々の傾向を観察すると、一部が欠失している柱痕を除き短辺が2寸5分から4寸間に、長辺が3寸5分から5寸5分間にほとんど収まっている事が判明し、こ

第19図 石巻城跡検出の方形柱痕寸法分布図



の範囲から外れる8例についても、その寸法的ズレが±4mm以内であるから、計測誤差の範囲と見なせば、ほとんど100%前述の規格内に収まる事になる。

従って使用された角材（方形柱材）の製作にあたっては、2寸5分—4寸及び3寸5分—5寸5分という、ある一定巾の辺長規格があらかじめ設定されていたものと見る事ができる。

なお、実際に柱材が遺存した柴田町葉坂戸の内遺跡出土の柱径を見ると、円柱と云う違いはあるが、ほぼ7~9cm（平均2寸6分）の径を持ち、本遺跡で検出された柱痕の下限に近い数値を示し、現実にその様な柱径の建物があった事を証明している。

（二）建物跡の年代

從来の考古学的調査による検出遺構の年代決定は、その遺構に伴う遺物もしくは、遺構の掘り込まれた面上からの出土遺物の年代観により決定されていた。

ゆえに、同様な年代決定方法を取る限りでは本遺跡で検出された建物跡の年代は、厳密な意味で不明と云わざるを得ない。

しかしながら、前記の様に從来までの発掘調査により、多数の建物遺構が各地で検出されている現在、これらとの相対比較により、大まかでも、その年代を絞り込む事ができるのではないかと考え、本項を設定した。

年代を考える場合、まず本遺跡で検出された柱穴の掘り方が方形を基調とする点に注目する必要がある。

この点については、現在までの諸例から、掘り方形状が方形を基調とする建物跡は基本的に古代から中世に亘り多見されるもので、今のところ検出例が少ないので断定はできかねるが、確実に江戸時代後期の掘立柱建物跡とされる築館町八沢要害の例では、長梢円形や円形の掘り方を基調とする事が明らかにされており、こうした点から見て、本遺跡に見られる掘り方形状は、一般的に古代から中世と云う年代巾の中で考えるべきものである。

この場合、本遺跡では柱に角材を多用している事が明確であり、丸柱から角柱への変化は通常鎌倉時代とされている事から、¹³検出された建物跡の年代は、同時代も含めそれ以降と見る事ができ、その点ほぼ中世に限定した年代を想定して良いのではないかと考えられる。

これまで宮城県内で発掘調査された中世建物もしくは中世と推定される建物跡55棟と江戸時代である事が確実な建物跡12例、そして宮城県北地域に分布する江戸時代の社寺建築18例について使用されている柱間寸法を図表化し比較したのが第20図である。

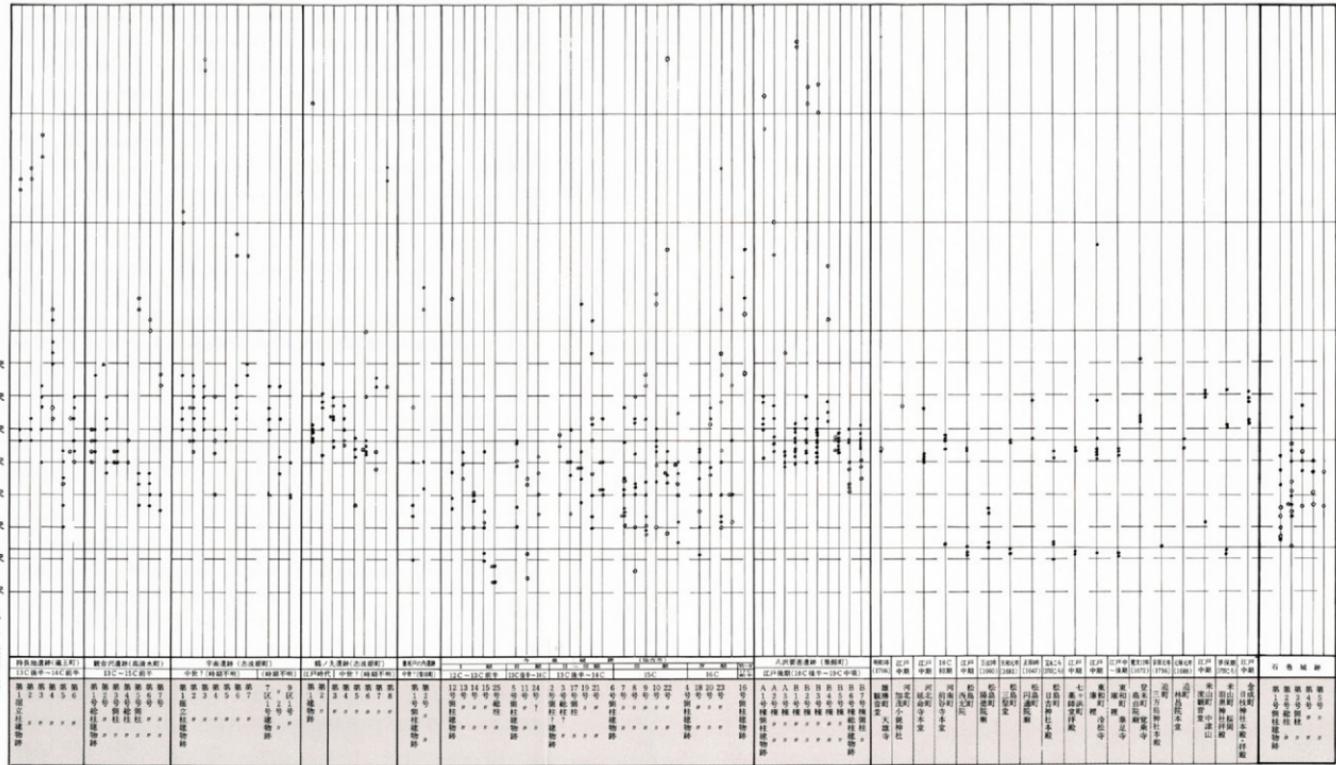
まず江戸時代の建物柱間をこの図で見ると、発掘建物跡、現存建物をとわず、基本的に6~8尺間に集中した分布を持つ事が第一に分る。

発掘建物跡では、桁行柱間のほとんどが、ほぼ前述の尺度に設定されており、この柱間寸法は同時代の社寺建物にも多用されている事から江戸時代の建築にあっては、6~8尺の柱間設定が行なわれていた事は確実と思われる。

第20図 宮城県内出土の中世・近世建物跡及び近世現存建物に見る柱間寸法

- 邵 柏行寸法
- 邵 梁闊寸法

本表は各1棟毎に使用されている全ての柱間寸法を点で表示したもので同一寸法が重複使用されている場合は原則として1点のみの表示としたが筋と梁の別は区分した。なお、現存建物は県北を中心に無作意に抽出したもので、姿-桁は区分していない。



また、江戸時代の社寺建物では3～4尺間にも集中傾向が認められるが、これは6～8尺を基準として、その^{1/2}の柱間設定も行われていた事を示すと見られ、今のところ発掘建物跡で検出例のない柱間であるが、将来検出される可能性が強いと言えよう。

以上の点を要約すると、江戸時代の建物では基本的に6～8尺と、その半間に相当する3～4尺の柱間が多用され、この巾から外れる柱間を取るものは、非常に少ないと言う事である。

さて次に中世建物跡の場合について観察すると、桁行・梁間とも、かなりの使用寸法巾が認められ、強いて限定すれば桁行寸法に4尺～9尺のものが多いと思われる位で、基本的に特定の柱間基準を設定する事は困難である。

ただし、中世建物全体、近世建物全体という形で両者を比較して見ると、中世建物跡では江戸時代の基準柱間、6～8尺が多用されていると同時に、同期には使用例の少ない4～6尺間の寸法^④及び8尺以上の寸法も多用されており、總体では両者明らかに異なる寸法分布を示している事が判る。

また、建物1棟に使用されている柱間寸法のバラつきも相対的に中世建物の方が大きく、この点でも双方に違いが認められる。

いま本遺跡で検出された建物跡の柱間を見ると、江戸時代のものとは明らかに異なっており使用柱間寸法、柱間バラつき共に中世建物に近似し、特に近世建物では使用頻度の低い4～6尺間の桁柱間も多用する点が注目される。

この点から見て、これらの建物跡を江戸時代まで下げる事には無理がある。

従って、本項の冒頭で触れた様に、角柱使用により、その上限年代を鎌倉時代頃と設定でき、また一方詳述した様に下限年代を江戸時代以前と設定できるから、今回の調査で検出された建物跡群は細かい年代は特定できないものの、基本的に中世という年代枠に収まるものであろうと推定される。

2. 大型柱穴遺構

No210、No211の2例が検出された。同じカ所で5号棟と切り合い、なおかつ相互に切り合っているので、これらの新旧関係は以下の様になる。

5号棟 or No.211ピット → No.210ピット

なお、これらの遺構群が1～4号棟と具体的にどの様な先後関係を有するのか明確ではないが、常識的に見てある時期には両者併存した期間もあったのではないかと考えられる。

No210大型柱穴遺構については、これに組み合うと考えられるピットが見られない事から、基本的に単独で機能したものと考えられるが、この様な形態を持つものは類例がなく、その性格については今のところ不明である。

No211大型柱穴遺構については、No210と同様に単独で機能を持つ事も考えられるが、No209及び

No212との配列から見てこれらと組み合う可能性もある。

その点については、本遺構に認められる柱の据え付け位置が、掘り方中央ではなく東に著しく偏しており、この位置から各々との柱間を計測するとNo212—No211—No209間は1.1m+1.2mと略等間となり一直線に並ぶ事となるので、本来これら3つのピットが一組を見る事もでき、この場合No212、No209は両者の中央に位置するNo211柱の支柱的役割を想定する事もできる。

いずれにしても現在までの段階では、この遺構の性格を明らかにする事はできなかった。

なおNo212、No209については柱痕跡が検出できなかつたので付記する。

また、5号棟とNo211との先後関係については基本的にNo213～216柱列を建物跡の梁列と考えた為、その軒出を考え両者間の時期差を想定したのであるが、万一、建物跡以外の施設、堀や垣状のものと見た場合は両者が同時期に供存する事も予想されるので一応指摘しておく。

3. 溝状遺構

1号溝については、2号棟、3号棟と重複している事から、少なくともこの2棟と併行した時期のものとは考えられない。

また、本来建物跡柱穴と考えられるピット群を3カ所で切っており、これらに切られる部分が全くない事から、基本的にピット群の形成された年代、すなわち建物群が発起変遷した年代より以降のものと見る事ができる。

基本層位のI層より掘り込まれている後世の溝群とは、溝中の堆積土にかなりの相異が認められるので、同層の形成年代よりは以前のものであろう。

従って今のところ、1号溝の年代については建物群の廃絶以降～第2次大戦頃までの広い巾が考えられるが、細かな時期は特定できない。

2号溝については、1号溝により切られているので、それに先行する事は確実ではあるが、1～3号棟と重複するので、これらとの供存はない。

状況から見て、検出した建物跡のうちでは最も新しい3号棟より以後、1号溝以前に位置づけられるものであろう。

両者とも性格については不明であるが、仮に年代が近世以降まで下るものとすれば、畠地の主溝等の可能性もありうると推考される。

ま　と　め

今回の発掘調査により明らかになった点を要約すると以下の通りである。

- (1) 中世と考えられる掘立柱建物跡が5棟発見され、それらは基本的に西面する南北方向棟として設定されていること。
- (2) 建物跡は基本的に倉庫乃至は雑舎などの建物と推定され、北側隣接部に主建物の可能性を

- 持つ5号棟の付帯する時期も想定されること。
- (3) 遺構は大きく整地上面、IV層上面の年代に大別でき、最大限に見てIV層上面が3期、整地上面が9期に亘る可能性が見込まれ、本遺跡が相当長期に亘る変遷過程を持つと予想されること。
- (4) 建物跡の中には、各々丸柱と角柱を使用したものとがあり、うち角柱についてはその製作寸法が、ある一定巾に収まる規格性を有すること。
- (5) 遺構は全般に亘り後世の大巾な掘削によって破壊され保存状態は悪いが、なお調査地点を中心に西側方向に拡がっている可能性が強いこと。

註　　駅

- (1)このピットの切り合い回数は、必らずしもそれに匹敵する時期の存在を示すとは限らない。たとえば、連續した一連の工程に於いて初めに掘ったピットと切り合う位置に短時日で新たにピットを掘り込む事もあり得、単に両者が切り合うというだけでは工程の違いなのか、時期差なのかは判断できないであろう。本例の場合、状況から見ていずれとも決しかねるが、最大限11過程（12時期）に亘る可能性もあるとの意味である。
- (2)埋没家屋として著名な秋田県胡桃館遺跡では梁支柱として断面長方形の柱材が用いられている。また近年調査された仙台市今泉城跡の中世建物でも角柱の見られる事が報告されている。
- (3)伊藤延男・五味盛重「中世建築の構造技法」1977「日本の建築3」中世II所収 第1法規出版刊、に於いては「方柱には切面を取り平安時代は断面八角形に近かったが、鎌倉中期ごろでは面の2割、室町初期では面の1割5分、同末期では1割が標準であった」と述べており、多角形の柱材が鎌倉期から大略四角形状となり中世末期にはほぼ四角形となる事が指摘されている。
- (4)同上書で柱間寸法の変遷について、「一般に寝殿造系建築では、平安時代一丈、鎌倉時代8尺、室町初期7尺、同末期では今日言う京間の寸法6尺5寸が始まった」としており古代末～中世は柱間一間の寸法が次第に短縮する傾向にある事を述べている。また、「一乘谷朝倉氏遺跡では、一間6尺2寸5分と6尺2寸があり、中世末までに京間より狭い間が発生しているが、それがまだ安定した数字となっていなかった」としてこの時期の特色を述べている。

引　用　文　献

- 遊佐五郎「宇南遺跡」 1980 宮城県教委刊
宮城県文化財調査報告第69集「東北自動車道遺跡調査報告書III」所収
黒川利司「持長地遺跡」 1980 宮城県教委刊
宮城県文化財調査報告書第71集「東北自動車道遺跡調査報告書IV」所収
佐々木安彦「葉坂戸の内遺跡」 1980 宮城県教委刊
宮城県文化財調査報告第65集「東北新幹線関係遺跡調査報告書III」所収
加藤道男・阿部博志「観音沢遺跡」 1980 宮城県教委刊

- 宮城県文化財調査報告第72集「東北新幹線関係遺跡調査報告書IV」所収
小井川和夫「八沢要害遺跡」 1980 「同上報告書」所収
手塚 均「鶴ノ丸遺跡」 1981 宮城県教委刊
宮城県文化財調査報告書第81集「東北自動車道遺跡調査報告書V」所収
齊藤吉弘「宇南遺跡」 1979 宮城県教委刊
佐藤 巧「宮城県の近世社寺建築」 1983 宮城県教委刊
佐藤 洋・山田しょう「今泉城跡」 1983 仙台市教委刊

第VI章 石巻城の歴史的考察

1. 石巻城の成立

本遺跡は早くから先学により奥州葛西氏の居城として、その位置付けが成されて来ている。その概要はすでに研究史の項でも述べたが、ここでは一応石巻城の上限と下限年代及び葛西氏の動向の概要を把握すると云う観点から本章を設定したものである。

吾妻鑑文治5年(1189)9月24日条には、⁽¹⁾

(前略) 凡清重今度歎功。殊抜群之間。匪奉此等

重職。刺伊沢磐井牡鹿等郡已下。拝領數ヶ所云々。

と見え、牡鹿郡がこの時点で葛西清重の所領として給付されている事が分る。吾妻鑑には鎌倉に於ける葛西一族の動向を伝える記事が所々に見られ、それを見ると四代清経代の中途までは間違ひなく鎌倉に在住したと見られている。

しかし同書では文応元年(1260)以後葛西氏の動静が全く見えず、それと前後する形で、岩手県平泉中尊寺経藏文書中に、⁽²⁾

陸奥国平泉中尊・毛越両寺住侶等与葛西三郎左

衛門尉宗清・伊豆太郎左衛門尉時員・葛西彦五

郎親時等相論岩井・伊沢両郡山野并非法否事、

(中略)

住呂等申云、時員背代：御下知、山野草木違乱

之上、以寺領土民、召仕狩以下雜役、充取錢貨

之間、弘安八年訴申畢、爰如弘長三年御下知状

毛越寺・圓融寺并新御堂供僧教者、地頭等駆仕寺領百姓事、
内等与柏崎村地頭等相論事也

被止之、如建治三年御下知状 平泉白山別当圓融寺
左衛門入道経運相論事也

者、於山野致違乱、以神宮神人等、召仕狩獵事、

被制之、所證、惣領宗清代.....

(後略)

正応元年七月九日 前武藏守平朝臣（花押）
(1288)

相模守 平朝臣（花押）
(北条宣時)

と見え葛西氏五代惣領宗清が中尊・毛越両寺と所領を争っているが、この様な事態は、すでに建治3年(1277)段階の伯耆新左衛門入道経運(四代清経)と白山別当との間でも起きていた事が同文中の先例から知られる。吾妻鑑では建長5年(1255)正月21日条に伯耆左衛門尉清経の名が見られ、中尊寺文書に見える伯耆新左衛門入道経運は清経の在俗出家名と見られる事から、两者はおそらく同一人であろうと思われる。⁽³⁾

吾妻鑑以後の陸奥に於ける葛西氏の動向はこの建治3年を初見としており、おそらくこの直前か、それに近い年代をもって本格的な陸奥の所領經營が開始されたと見られるから、1260～70年代頃の移住を想定して大過ないであろう。

ただこの時点では葛西氏が牡鹿郡に本拠を構えていたと云う積極的な史料は見当らない。

年代は若干下るが南北朝期の白河文書には、同期の葛西氏の動向を示す多数の史料が現存し牡鹿郡の名が頻繁に登場する。⁽⁴⁾

第4表 葛西氏関係白河文書抜粋一覧（宮城県史30・史料集Iによる）

件名	西暦	記事
北畠親房御教書	1338	（前略）宮御船、直令着奥州船之由、其開候、宇田坂、牡鹿城、両所之間、相構急被尋申御座之所、可被馳車候、（後略） （延元三年）九月廿九日 （板附） 結城大藏権大輔殿
		越後守秀仲 奉
北畠親房御教書	1338	（前略）宮国司令者奥松姫者、自彼方可有脚発行にて御所、如只今者、延引之間、如何にも脚下向候て、奥松可被催立候、且葛西進使使者候、申入此趣候也、（後略） （延元三年）十一月六日 （板附） 結城大藏権大輔殿
		越後守秀仲 奉
北畠親房事書	1338	（前略）一、葛西清貞兄弟以下一族、隨分致中之由令申間、度々被惑仰草 （中略）大將無御下向、難事行候由、葛西令申候。（後略） 延元三年 十一月十一日 （板附） 結城大藏権大輔殿 御返事
		沙弥宗心
北畠親房事書	1340	（前略）次第二被押出候ハ、自此追ハ、可有早速之功戻らんと、葛西も度々以使者申候。 （後略） 興國元 十一月廿六日 （板附） 結城大藏権大輔殿
		沙弥宗心
五辻清顕書状	1340	（前略）河村六郎井葛西一族等、大略無所残參御方候之間、対治府中、急可有御上候。 （後略） （興國元年）十二月廿五日 白川修理権大夫殿
		清顕（花押）
五辻清顕書状	1341	（前略）桃生、牡鹿両郡勢はかりハ無勢之間、与中奥成一手、可被追治府中候。 （後略） （興國二年）二月廿六日 （板附） 結城修理権大夫殿
		清顕奉（花押）
北畠頼信御教書	1341	（前略）一、府中対治事、自其迎合力尤可為大切之由、葛西申候候。 （中略）葛西延遠江守有別心之由風聞之間、為愁預計、此間令討伐了、（後略） （興國二年）三月廿四日 修理権大夫殿
		清顕奉
五辻頼尚書状	1341	（前略）仰中奥井社鹿邊堺向相延候之間、可令招合給之山被申候哉。 （後略） （興國二年）三月廿八日 白川修理権大夫殿
		頼尚（花押）
五辻清顕書状	1341	（前略）葛西以下和賀、滴石蒙等成一手、欲對治府中候。 （後略） （興國二年）四月廿日 結城修理権大夫殿
		清顕奉（花押）
法顕宣宗書状	1341	（前略）葛西勢等為一手、可責治府之由、以飛脚被申候 （後略） （興國二年）五月十六日 謹上 結城修理権大夫殿
		法顕宣宗（花押）

社鹿郡は文治5年（1189）の給付以来、代々葛西氏が郡地頭職を継承して来た地域であり白河文書に見える一連の動向から判断し、この時期の社鹿郡が葛西惣領の拠点として重要な位置を占めていた事は確実である。

中世の社鹿郡の範囲については細かな範囲までは特定できないが、ほぼ現在の石巻市の範囲から社鹿半島を除いた地域と見られており、該当範囲には本遺跡に比肩する規模の中世城館跡は他に認められない事から、本遺跡をもち葛西氏惣領の同期に於ける軍事拠点と見成して大過ないであろう。

従って史料から見る限り、遅くとも14世紀の30年代には本城館が成立していたものと考える事が可能である。

2. 板碑から見た周辺地域の動向

本館跡を取り巻く石巻市街地一帯には、中世に造立された多数の板碑が分布している。これらの多くは基本的に葛西氏を含めた当時の石巻在住武士層を中心に造立されたものであり、その意味で当時の武士団の動向を反映する一面があるのではないかと想定して取り上げた。

石巻城に隣接する地域に所在する合計98基の有紀年板碑を取り上げ、その地域分布及び年代分布を作成したのが第21図～第24図である。

第21図 石巻城跡周辺の有紀年板碑の分布

建治元年(1275)～興国3年(1342)
康永元年



第22図 石巻城跡周辺の有紀年板碑の分布

興国4年(1343)～宝徳2年(1450)
康永2年



まず地域分布であるが、これは中奥に於ける南北両朝の雌雄を決したとされる康永元年（南朝年号興国3年＝1342）十月の栗原郡三迫合戦を便宜上の境として見ると、その前と以後では現北上川（旧真野乃至迫川）を挟み大きな相違が認められる。

建治元年～興国3年迄の間に亘る前期、それ以後を後期として分類すると、前期の段階では石巻城を取り巻む沖積地をも含めた広い範囲に散在しており、後期の段階では河川東岸の湊地区に

そのほとんどが集中する。

これは一つには前期の段階での所領開発が山際や谷合に限らず広く沖積地にまで、積極的に及んでいた事を反映すると見られ、奥州に定着直後の葛西氏が平泉周辺のみでなく、この牡鹿郡石巻に於いても積極的な沖積地開発策を探っていた状況が観察される。

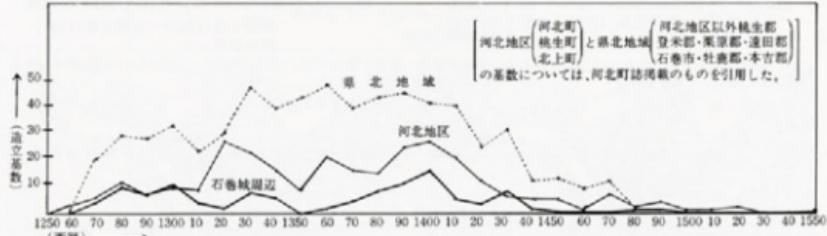
また、この様な板碑群の散在は、おそらくその中心造立者である武士団の散住も意味しているから、この時点での石巻城はその内部に家臣団が常住する恒常的臨戦体制と構造を有していたとは考えにくい。

一方後期に於ける分布を見るとほとんど河東部に、その大多数が集中していく傾向が観察される。

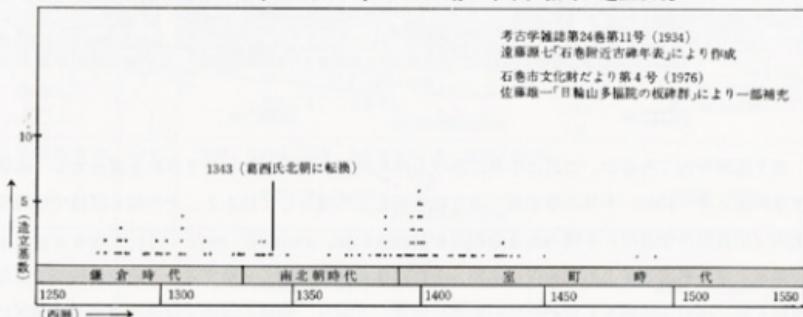
これは直接には武士団の菩提所もしくは祈禱所の固定集約化を意味しようが、北朝の優勢が確定した1343年以降には河西沖積地にはほとんど分布が見られなくなり、東岸への集中が特に顕著となる事から三追敗戦以後の葛西懇願家の退勢に伴い、軍事的脅威のより少ない石巻城の東部方面へ、意識的に家臣団の集住化が推進された結果を反映するものではないかと考えられる。⁽⁶⁾

この時期に於ける石巻地区の退潮は第24図の年代分布にも見られるところであり、通常1360年代は葛西領に限らず多数の板碑造立が見られる時期であるが、石巻城周辺では逆にほとんど造立が見られないと云う現象が観察される。

第23図 周辺地区及び県北に於ける中世板碑造立状況



第24図 石巻城跡周辺地域(旧石巻市内)に於ける有紀年中世板碑の造立状況



同じ葛西氏所領であった岩手県南地域ではこの時期に全年代を通じてのピークに達しており、南朝勢の敗北が特に石卷を拠点とした葛西惣領家に大きな打撃を与えた事を、この年代分布傾向からも読み取れる事ができる。⁽⁷⁾

いずれにしても、この段階以後、東岸の湊地区に対する石巻城の軍事的価値と役割が前期よりも一層重要なようになったであろう事は想像に難くない。

3. 室町期以降の石巻城

室町時代以後に於ける葛西氏は他の武士団と同様、周辺の一円地行化を推し進め陸奥に於ける有力な国人層と化して来る。

細川頼元が発給した足利義満御教書には、⁽⁸⁾

陸奥国賀美郡事、畠山修理大夫國詮分郡也、

(大崎詮持)而左京大夫押留云々、絆絶常讐歟、同國黒川

(教宗)郡者、國詮思賞之地也、同前、早伊達大膳大

夫相共、蒼彼所、可被沙汰國詮代、就彼左右

為有沙法、可被注申之状、依仰執達如件

(明徳二年六月廿七日)右京大夫（花押）
(頼元)

葛西陸奥守殿

とあり室町前期段階に於ける葛西氏が伊達と並び奥州管領大崎氏の侵犯を停止調停できる程の実力を有していた事が判明する。

なお葛西領一帯に於ける碑版造立が、全年代の中でも特に1400年代に大きなピークを有していると言う事実は、上記の様な、葛西氏の経済軍事的優性を反映する側面があろうと思われる。

また、この時期にはすでに登米寺池城（保呂羽館）が機能していたものと見られているが、この段階では寺池城、石巻城、両者の機能分担が具体的にどの様な形で実施されていたのかは明確でない。⁽⁹⁾

十六世紀に至り葛西氏は北上川流域の江刺・胆沢・気仙・磐井・本吉・登米・社鹿の諸郡を掌握し登米寺池城を本拠とする様になるが、その麾下に属する諸氏は、おそらく領主権を完全に保持したまま、その軍事指揮下にあると言う戦国大名としてはその集権化が非常に弱い体制にあったと見られている。⁽¹⁰⁾

4. 16世紀における石巻城

葛西氏の登米移転については伝えられる年代が諸説あり、今のところその確定はむずかしい。

この点については、福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺心清水八幡社に伝わる長帳裏書、大永8年条に、以下の通り見え、本館跡の下限を考慮する際、無視できない内容なので紹介し、若干の

考察を加えたいと思う。

大永八年戊子

(1528)

(前略) 四月十三日伊達さくら田殿長井へとりのき
めされ候、同六月十三日ニ御死去、又りん
こうのたてにてかさい殿御病死、同九月晦
日ニりんこうたておち申候、その時打死腹
をきる人かしらす、このたてゑ伊達殿さ
まえ合力、當方の御勢を四番につもり御た
て候、又そののち二番ニつもり御たて候時
たておち申候（後略）

（・印 筆者）

このうち、「同六月十三日ニ御死去」の記事までは、伊達さくら田殿の消息を記したものと見られ
るから、基本的に以後の記事と関連するものではない。

従って、「りんこうのたて……御たて候時たておち申候」までが一連の記事と見られる。
全体の意味は、大永8年(1528)葛西氏の死去に伴い、伊達稙宗、蘆名盛舜の連合軍が葛西氏
をりんこうのたてに攻め9月晦日にこれを落城せしめた事を記していると解釈できる。

この場合「りんこうのたて」がどこであるのかが判然としない。

館の一般的呼称方法から見て、この「りんこう」の意味については、

(1)館所在地の地名を表わす場合。（この場合一般に館の固有名詞）
的使われ方をしている。

(2)館の居住者や館主を表わす場合。

(3)館の地理的、景観的、相対的位置を示す形容詞の場合。

(4)上記(1)～(3)に関係なく全くの固有名詞として使われる場合。

が考えられる。

この内(1)が最も一般的に見られるもので、(2)や(3)は、その必要に応じて使用されているのが一
般的である。

しかしこの場合、葛西氏の居城とされる寺池城・石巻城周辺に「りんこう」を称する地名のない
事から(1)と考えるのは無理である。

また(2)についても、その館にて葛西氏が病死した事を後段で述べている事から、この見解も
取る事はできない。

従って(3)乃至(4)と見られるが(4)の場合は、ほとんど特定不能であり、ここでは除外する。

(3)の場合は、④臨高、⑤臨磯、⑥臨江、⑦臨港、⑧隣郊などが予想されるが、①と②は古い用
例が見られない事から、これを除くと、③～⑨までがその意味として予想される。

この内④=そびえてけわしいさま、⑤=高いところにのぞむの意で、当時一般に城館はほとん

と丘陵やその至近に構えるから、特定の館を形容呼称するのに⑧や⑨を用いても意味がない。

従って⑩=河（大河）・海（入江）にのぞむ、が最も蓋然性を持つものと考えられるが、仮に入江と作意的に解釈すれば、常識的に石巻城以外はあり得ないが、河の意もあり、根拠なく一方のみを採る事はできない。

河の意の場合、該当河川は葛西領内の相応規模のものを考慮すると、北上川、追川流域が想定されるが、館跡の分布から判断して、北上川流域の可能性がより強い。

中世段階では登米寺池城及び石巻城、両者とも北上川に面していた事が推定されるから、両城のどちらかを指すと想定されるが、それを特定するのは八幡宮長帳の記載からだけでは基本的に無理である。

従ってここでは、八幡宮長帳裏書の記載が石巻城を指す可能性もあり、それが本遺跡の下限年代を示す場合もありうる、と云う事を指摘するに止めたいたと思う。

5. ま と め

- (1) 葛西氏の動向から見て、石巻城は遅くとも14世紀の30年代には成立していたと考えられる。
- (2) 南北朝期に於ける南朝方の敗退を契機に石巻城下では武士団の北上川東岸への集住化が促進された形跡があり、この時点後の石巻城の役割に相応の影響を与えた可能性が考慮されること。
- (3) 塔寺八幡宮長帳の記載は石巻城を指す可能性もあり、16世紀までは機能した可能性が予測されること。

註 稽

(1)黒板勝美「吾妻鑑」第一、新訂増補国史大系より引用。 1979 吉川弘文館刊

(2)竹内理三「鎌倉遺文」古文書編第22巻所収16692号文書=関東下知状より引用
1982 東京堂出版刊

(3)葛西氏系譜については江戸時代の出典に係る12系が認められているが、ここでは一応定説とされる大槻文彦考証葛西系図に基づき論を進める事としたい。

なお、系譜の詳細な考察として近刊の「葛西氏諸系譜と、その正系考」栗桃正隆1983
「あをな」第1号・ひたかみ出版刊があるので参照されたい。

(4)佐々木慶市「宮城県史30」史料集I所収 白河文書 1958 宮城県史刊行会刊

(5)本合戦による南朝軍の敗北により翌年八月結城親朝が北朝に転進し、伊達、葛西、南部等の南朝有力者は引き続いで足利方に帰し奥州に於ける南北朝史の一線を画した戦として知られる。

石巻一帯でも興國4年を境とし、翌康永3年（1344）より板碑の年号が北朝年号に転換する事が佐藤雄一・山内栄一により指摘されている。

山内栄一「河北町誌」上巻・河北町の板碑 1975 河北町誌編纂委員会刊

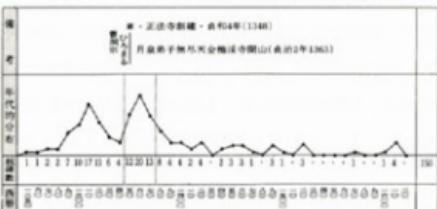
佐藤雄一「石巻市文化財だより第4号」日輪山多福院の板碑群

1976 石巻市教委刊

(6)及びその東部地域が中世段階で社鹿郡の中心地域を構成していた事は考古学的にも肯定できる様で、14C～16C中葉には時宗寺院・専称寺が鹿島地区に実在し、また、その南側を東西に拉がる浜堤上には中世陶磁を出土する、にら塚貝塚、垂水貝塚など広大な遺跡が存在する。

佐藤雄一「石巻市専称寺廃寺跡の名号板碑について」石巻地方の歴史と民俗

(7)山内栄一
「河北町の板碑」
より転載



第25図 岩手県南
の板碑造立状況

(8)「大日本古文書」家わけ第3伊達家文書－1982復刻版・東大出版会刊より引用

(9)「岩手県史」第2巻 1961 名著出版 慶々令啓候。広田伊賀守・同神六、遠藤内
蔵助、再度為奉公、一進退引切、葛西日根牛之地于今致在留候。(後略)

(応永年中カ) 霜月晦日

高森相模守殿 受天(印)

葛西日根牛之地=現登米町日根牛 (・印筆者)

00小林清治「大名権力の形成」中世奥羽の世界 1978東京大学出版会刊

00文禄2年(1593)原本の写しと伝えられる葛西盛貞記、またその系譜を引くと見られる葛西実記、奥州葛西記などでは、葛西対馬守武治の代(6代清貞?)すでに日和山寺池面城に居した事となっており、また高野山五大院葛西靈薄記では、天文5年(1536)、あるいは又中島城合戦記の様に永正年間頃(1504～20)とする物もあり一様ではない。これら等本は一部に事実を伝えるものもあるが、基本的にその虚実を取捨する事は困難であり、従って本稿ではこれらの史料は採用しない事とした。

00会津塔寺八幡宮長帳と呼ばれ、親応元年から寛永12年迄(1350～1635)の同宮正月の大般若経などの転説巻数、配役、布施などの事を記したもので、裏面に時々の世間の出来事を記し、東北地方中世の重要な史料とされ、重文に指定されている。

一般に入手し易い刊本として、続群書類從第30号上、所収のものがある。

00大石直正「金津塔寺八幡宮長帳」覚書 東北文化研究所紀要一創刊号

1969 東北学院大東北文化研究所刊

では長帳を日付、書出しの特徴により7期に分類し、内本記事の載る延徳3年～天文10年の間(1491～1541)については、1年間の出来事をまとめて記す「年日記」方式が採用されており、裏書成立年が基本的に表書年次と一致するものと指摘している。

従って大永8年の記事は複数件の出来事を網羅して綴ったものと見られる。

00諸橋徹次「大漢和事典」卷九一臨江・卷六一江

1958 大修館書店刊

「りんこうたて」の解釈については、「会津若松史8」史料集中に「臨光館」とする解釈が載っているが、何を根据に「臨光」を充てたのか解釈できない。

明江戸時代（慶長以前）の北上川の流路については、追波湾を河口とする説が従来からあり、石巻には追川が流下していたとされて来ていた。しかし河川堆積物の総量から考え追波湾の砂洲に比べ石巻湾側のそれが広大に発達している点から、北上本流は中世段階に於いても石巻へ流下していたとし、追波川は洪水時の流路を見る説もある。後者の文献には以下の論文がある。

石垣宏「北上川流路変遷の一考察」仙台郷土研究通巻218号所収

1979 仙台郷土研究会刊

写真1 造像全体写真



● G18～19、H18～19グリット調査風景
(表土剥離後)
(写真2)



● 同上、検出されているのは後世の植込
みビット
(写真3)



● S14～15・T15グリット作業風景
(写真4)



● G 20 ~ 21 • H 20 ~ 21 グリット作業風景
(写真5)



● G 18 ~ 19 • H 18 ~ 19 グリット調査風景
(写真6)



● 58・9・14 現地説明会の状況
(写真7)





● 造構検出部の全景（右手）
(写真8)



● J18～21グリット（左手段状の落ち込み
みは後世の根掘り穴）
(写真9)



● L18～21グリット（穴状に見えるのは
根によるもの）
(写真10)



● S 14～15・T 15グリットを西側より見
る（写真中央）状部

（写真11）



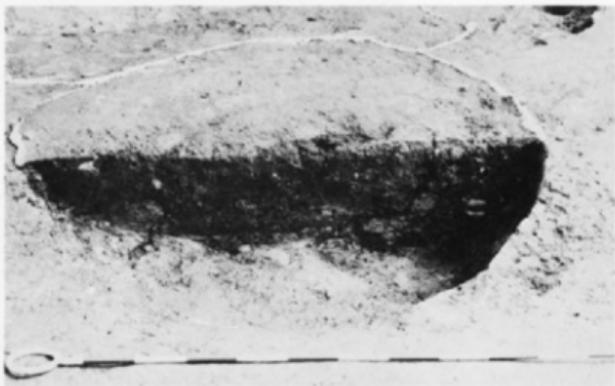
● T 15グリット南壁セクション（↓左手が
る（写真12）
後世盛土部分）

（写真12）



● H 10～11グリット（沢部分）東壁セク
ションを西から見る
（写真13）

● No. 210 柱穴の半截断面（掘り下げ前）
（写真14）



● No. 210 柱穴を上面から見る（掘り下げ後）
（写真15）



● No. 210 柱穴を側面から見る（掘り下げ後）
（写真16）



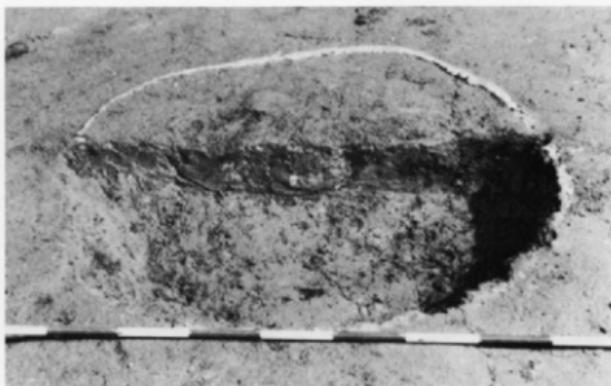
● 第5号棟附近の遺構状況
(写真17)



● No. 211 柱穴（ピンボール位置）と No. 210（左）
No. 214（右）（5号棟）柱穴との切り合い
一番手前のビットは後世の植込み穴
(写真18)



● No. 216 柱穴（第5号棟）断面
(写真19)



(写真20)

● G20～I20グリット造構状況（西上方から見る）



(写真21)

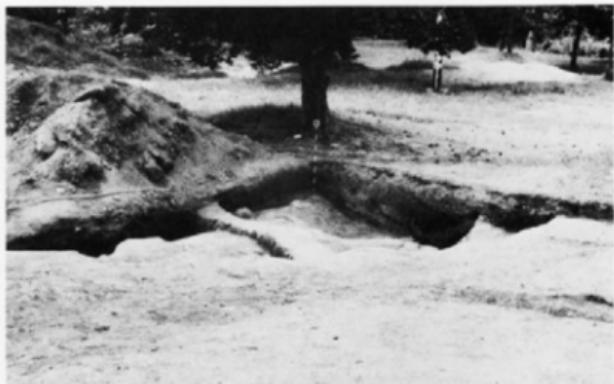
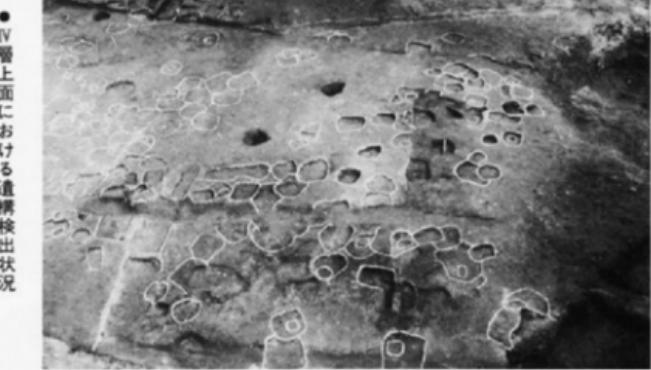
● 造構全景（西上方から見る）



(写真22)

● 造構全景（北東上方から見る）





石巻市文化財調査報告書 第2集

いしのまき じよう
石巻城跡

——奥州葛西氏館跡の調査——

昭和60年2月28日

発行 宮城県石巻市教育委員会

(〒986) 宮城県石巻市日和が丘一丁目1-1
TEL 0225(95)1111・内線 345

印 刷 銘 鈴木印刷所
